

令和 3 年第 2 回定例会

長柄町議会会議録

令和 3 年 6 月 10 日 開会

令和 3 年 6 月 11 日 閉会

長柄町議会

令和3年長柄町議会第2回定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第1号（6月10日）

○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○本会議に職務のため出席した者の職氏名	4
○開会及び開議の宣告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○諸般の報告	6
○一般質問	6
三枝新一君	6
本吉敏子君	25
鶴岡喜豊君	40
月岡清孝君	53
高橋智恵子君	57
○散会の宣告	63

第2号（6月11日）

○議事日程	65
○出席議員	66
○欠席議員	66
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	66
○本会議に職務のため出席した者の職氏名	66
○開議の宣告	67

○諸般の報告	67
○報告第1号の上程、説明	67
○報告第2号の上程、説明	69
○承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	70
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	73
○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	74
○議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	76
○議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	78
○議案第5号、議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	79
○同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	90
○同意第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	91
○同意第3号～同意第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	92
○請願第1号、請願第2号の上程、説明、採決	95
○日程の追加	97
○発議案第1号、発議案第2号の上程、採決	98
○閉議及び閉会の宣告	99
○署名議員	101

令和3年長柄町議会第2回定例会を次のとおり招集する。

令和3年5月7日

長柄町長 清 田 勝 利

1 期 日 令和3年6月10日

2 場 所 長柄町議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（11名）

1 番	高 橋 智恵子 君	2 番	岡 部 弘 安 君
3 番	柴 田 孝 君	5 番	鶴 岡 喜 豊 君
6 番	池 沢 俊 雄 君	7 番	三 枝 新 一 君
8 番	本 吉 敏 子 君	9 番	月 岡 清 孝 君
10 番	古 坂 勇 人 君	11 番	山 崎 悦 功 君
12 番	星 野 一 成 君		

不応招議員（なし）

令和3年長柄町議会第2回定例会会議録

議事日程(第1号)

令和3年6月10日(木曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 諸般の報告(議長の報告)
日程第 4 一般質問

出席議員(11名)

- | | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番 | 高橋智恵子君 | 2番 | 岡部弘安君 |
| 3番 | 柴田孝君 | 5番 | 鶴岡喜豊君 |
| 6番 | 池沢俊雄君 | 7番 | 三枝新一君 |
| 8番 | 本吉敏子君 | 9番 | 月岡清孝君 |
| 10番 | 古坂勇人君 | 11番 | 山崎悦功君 |
| 12番 | 星野一成君 | | |

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

- | | | | |
|---------------------|-------|-----------------|-------|
| 町長 | 清田勝利君 | 副町長 | 田中武典君 |
| 総務課長 | 石井正信君 | 企画財政課長 | 白井浩君 |
| 税務住民課長 | 森田孝一君 | 健康福祉課長 | 若菜聖史君 |
| 建設環境課長 | 内藤文雄君 | 産業振興課長 | 小泉義彦君 |
| 会計管理者 | 石井和子君 | 教育長 | 石川和之君 |
| 学校教育課長
兼給食センター所長 | 川田亨君 | 生涯学習課長
兼公民館長 | 松本昌久君 |
| 選挙管理委員会
書記長 | 石井正信君 | 農業委員会
農務局長 | 小泉義彦君 |

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 山越 康弘 議会書記 貝塚 匡

議会書記 那須 悠太

開会 午前10時00分

◎開会及び開議の宣告

○議長（星野一成君） 皆さん、おはようございます。

本日はお忙しい中、お集まりいただき、ご苦労さまです。

傍聴の皆様方には、ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は、11名全員であります。地方自治法第113条の規定により、定足数に達しておりますので、これより令和3年長柄町議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（星野一成君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第120条の規定により、議長より指名いたします。

9番 月 岡 清 孝 議員

10番 古 坂 勇 人 議員

を指名します。

◎会期の決定

○議長（星野一成君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日6月10日から11日までの2日間にしたいと思っております。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から11日までの2日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（星野一成君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長から報告いたします。

本日の議事日程及び議長の出席要求に対する出席者については、印刷してお配りしてあるとおりです。

次に、監査委員から例月出納検査結果報告書が提出されました。印刷してお手元にお配りしてございますので、ご了承ください。

以上で、諸般の報告を終わります。

◎一般質問

○議長（星野一成君） 日程第4、一般質問を行います。

ここで、議長からお願いをいたします。

一般質問につきましては、既に通告がなされておりますので、通告順に従い、これを許します。

質問者並びに答弁者は、要旨を整理され、簡潔に述べられますよう、また、通告以外のことは答弁されませんので、ご了承願います。

なお、質問、答弁を含めて、60分以内で終わるよう、ご協力をお願いいたします。

では、会議規則第61条の規定により、順次発言を許します。

◇ 三 枝 新 一 君

○議長（星野一成君） 7番、三枝新一議員。

○7番（三枝新一君） おはようございます。

7番、三枝新一でございます。傍聴の皆様、お忙しい中、早朝よりお出かけいただき、あ

りがとうございます。

町議会議員として、早いもので2期目の3年を迎えようとしています。「長柄町に活力を、一人一人の声を届けます」をモットーに、残された2年間、応援してくださる皆様に寄り添いながら頑張ります。今後ご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

去る4月30日に、力丸十字路交差点ラウンドアバウトの完成式が行われました。力丸自治会の長年の悲願でありました交差点の改修みたいな形になっておるんですが、ラウンドアバウトという円形状の交差点に新しくなりました。そのことにつき、完成にご尽力いただきました清田町長をはじめ、関係者の方々に、地元を代表して御礼申し上げます。ありがとうございました。

問題山積の中、大変でございましょうが、今後も町民のため、清田町長及び執行部の方々のご尽力いただき、よろしくお願い申し上げます。

今、コロナ禍の終息が見えない昨今、明るいニュースが何点かございました。4月11日、アメリカで、男子ゴルフマスターズで日本の松山選手が日本で初めての優勝をした件、国内では、6月6日、陸上100メートル走で山縣選手が9.95の日本記録を出した件、また同日、女子ゴルフでは、全米女子オープンの決勝で日本の選手、畑岡選手と笹生選手の日本人同士のプレーオフで19歳11か月、大会最年少で笹生選手が日本人初のニュースが入ってまいりました。暗いニュースが多い昨今、久しぶりに明るいニュースで感激しております。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、一括質問をさせていただきます。

1項目、新型コロナウイルス感染症対策について。

昨年1月に国内最初の新型コロナウイルスの感染症例が発表され、はや1年半が経過しようとしています。その間、昨年の4月に第1波、7月から8月にかけて第2波、11月から本年1月にかけて第3波、4月から現在に至るまで第4波の感染症の波が起きています。

なお、緊急事態宣言が3回発令され、本県では、現在、12市町村、特に東葛地域ですね、まん延防止等重点措置が延期されております。今までの生活様式も一変し、終息が見えない現状の中、大変でございますが、何とか頑張っていきたいというふうに考えますので、そこで、次の4点について伺います。

1点目、クラスターの発生防止対策、2点目、変異ウイルスに対する対応及び対策、3点目、感染者の公表及びその後の経過、4点目、コロナ禍による生活貧困者の救済対策。

2項目め、財産取得品のその後について。

令和2年第5回臨時議会において承認された下記2点について、現在どのような取扱いが

なされているか伺います。

1 点目、災害対策車両 2 台、2 点目、児童・生徒用タブレット P C 389 台。

3 項目め、ながらとガラナについて。

令和 3 年度予算で承認されました長柄町の知名度向上及び経済活性化を目的とした特産飲料「ながらとガラナ」の現在の状況を伺います。

以上で、一括質問を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

清田勝利町長。

○町長（清田勝利君） 三枝議員のご質問にお答えします。

まず、1 項目めの新型コロナウイルス感染症対策について、1 点目のクラスターの発生防止対策についてお答えいたします。

クラスターの発生防止対策に重要なものは、どんな場面でも基本的な感染防止対策を実施することであり、特に感染リスクの高まる 5 つの場면을回避することを心がけ、全ての者が感染防止対策に取り組むことが重要であると考えます。

次に、2 点目の変異ウイルスに対する対応及び対策については、従来株であれ変異株であれ、1 点目のご質問にお答えしたとおり、基本的な感染防止対策が重要であると考えます。

次に、3 点目の感染者の公表及びその後の経過については、法令に基づき千葉県が集約し、千葉県が対応することとなっておりますのでご了承願います。

次に、4 点目のコロナ禍による生活困窮者の救済対策については、現在、国・県・町で連携し、各分野で様々な貸付制度や支給制度を実施しております。4 月には、子育て世帯生活支援特別給付金として、ひとり親世帯に対し給付金が支給され、今回、ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く令和 3 年度の住民税が非課税の方、または令和 3 年 1 月 1 日以降の収入が激減し、住民税非課税相当の収入になった方に対し、新生児から 18 歳未満を養育する父母等に子供 1 人当たり一律 5 万円が支給されることとなりました。

今後も、国・県の動向に注視し、適切に対応してまいりたいと存じますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、2 項目めの財産取得品のその後についてお答えいたします。

初めに、1 点目の災害対策車両についてお答えいたします。

令和元年度に発生いたしました一連の災害の中で、特に台風 19 号による強風に伴う倒木が停電を引き起こし、復旧に相応の期間を要したのは周知のとおりであります。

町では、この台風19号を教訓にし、避難所での非常時の電源が確保できるように電気自動車を2台購入し、併せて充電設備等の周辺設備を整備したものであります。災害時にこの車両を有効に利用するためには、多くの職員が容易に利用できることが必要であり、現在、他の車両と同様に使用しております。

2点目の児童・生徒用のタブレットにつきましては、後ほど教育長から答弁いたします。

次に、3項目めの「ながらとガラナ いろはにほへと」の現在の状況についてお答えします。

「ながらとガラナ」につきましては、製造初年度の昨年は無償配布でしたが、今年度は新たに商品として販売することを目的の一つに加え、4月早々からその準備に当たっております。

具体的には、世界共通のバーコードによる商品識別番号の取得に係る申請を4月6日に行い、4月14日にコード承認通知をいただきました。これを受け、4月22日にジャパンフーズ株式会社と商品製造に関する契約の締結をしたところでございます。

なお、現段階では6月中の製造ということで調整をいただいていると伺っております。

今後、本町の特産飲料として、一層のPR、知名度向上が図れるよう期待をし、また推進してまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、三枝議員への答弁とさせていただきます。

すみません。一つ読み間違えました。2019年の台風19号による被災と申し上げましたけれども、9月9日の台風15号の誤りであります。訂正しておわび申し上げます。よろしく願いします。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

石川教育長。

○教育長（石川和之君） 三枝議員のご質問にお答えします。

昨年度整備いたしました児童・生徒用パソコン389台ですが、5月までに動作確認をしたり、使用に当たっての注意事項を説明したりしました。5月下旬より授業にて活用しております。

今後、指導する教職員を研修等に参加させて力量を高め、効果的に活用できるよう取り組んでまいります。

以上、三枝議員への答弁といたします。

○議長（星野一成君） 7番、三枝新一議員。

○7番（三枝新一君） ありがとうございます。

それで、自席から一問一答の質問に入らせていただきます。

まず1項目めのコロナ関係ですが、①のクラスター発生防止という件ですが、現在、近隣の茂原市と長南町でクラスターを発生しているということでございます。茂原市に関しましては、高齢者施設が一応4件、医療関係が1件と、長南町については高齢者施設1件というふうになっております。

本町も医療機関、あるいは病院等ございます。それによりまして、この前例を見ますと、そういう機関が結構クラスターになっておるということですのでけれども、基本的に、今町長の答弁でございました、5つの対策防止を守るんだということでございますが、先般、報道等でいろんな方がいろんなことをおっしゃっておるんですが、その中で、ちょっと私非常に興味を持ったというんですか、あるいは、そうかなというふうに思ったので、2点ばかりでございますので、ちょっとお話ししたいと思います。

3密について、当然そういうふうになるんですが、人が集まらないとかいろいろ問題がございます。それで、そのときに、今日もやってございますけれども、風の通り道、これをつくるのが非常に大事だと。要は、そここのところに蔓延させないということだと思っただけです。

それが1点ともう一点、手洗いとかマスクとか、いろいろ個別に言っておられますけれども、先ほど申しましたその関係の方は、マスクが現状いろんな種類があるんだと、極端に言いますと、医療関係の方が使っているマスク、それから綿とか、ナイロンとか、何種類かあると思うんですね。その中で、これはいいんだよと、当然、医療関係で使っているマスクはちょっとなかなか手に入らないと思うんですけれども、一般の方でも比較的手に入りやすいマスク、不織布というマスクがあるそうです。

私も今日マスクしているんですけれども、これ不織布、簡単に言いますと使い捨てのマスクなんですけれどもね、これが一番効果がありますよというふうに言っておられました。

そこで、現在、本町に、災害時に在庫として持っておられるマスクありますよね。これはどういうマスクなのか、ちょっと教えていただけませんか。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

石井総務課長。

○総務課長（石井正信君） お答えいたします。

不織布の使い捨てのマスクでございます。

○議長（星野一成君） 7番、三枝新一議員。

○7番（三枝新一君） ありがとうございます。

そうでしたら非常にいいことだと思うんですが、単純な考え方をしますと、学校関係、あるいは医療関係、高齢者施設関係等、そこにそういうものを、ちょっと言葉は悪いかもかもしれませんが、現状、緊急事態ですので、そういうものを使ってくださいということで配布するというような考えはございますか。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

石井総務課長。

○総務課長（石井正信君） 消費期限といいますか、本来の機能が発揮できる期間を過ぎますと廃棄というようなことになりますので、それ以前に有効に使えれば使いたいというふうに考えます。

○議長（星野一成君） 7番、三枝新一議員。

○7番（三枝新一君） 考えるということはいいと思うんですけれども、それを実行する意思があるかどうか、その辺をちょっとお聞きしています。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

石井総務課長。

○総務課長（石井正信君） 既に一部は実行しております。有効に使うようにいたします。

○議長（星野一成君） 7番、三枝新一議員。

○7番（三枝新一君） ありがとうございます。一応、前向きな回答をいただきましてありがとうございます。

たかがマスクといいますけれども、毎日使うものです、現状ですね。

それで、今言った不織布の場合は1日1回使い切りというのが前提だそうですね、それにしましても、そういう方、我々もそうなんですけれども、頻繁に使用している方には、できるだけ温かい手を差し伸べてあげていただきたいなというふうに考えますので、よろしくお願いたします。

次に行きます。

それでは、あと変異ウイルスに対する対応という、これも先ほど町長の答弁で、基本的なことであるというお話だったと思うんですが、基本的ということは、非常に当たり前のことだと思うんですね。当たり前が、ここ1年半という長い時間の中で、私も含めてそうでしょうけれども、コロナ禍で結構疲れ切っちゃっています、皆さんが。

その辺を、従来やっているからこの方法でいくんだよという方法、それしかないかもしれ

ませんけれども、特にこういう方法はまた考えているんだよということがございましたら教えてください。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長（若菜聖史君） お答えいたします。

ただいまの議員のほうのご質問にもございましたけれども、また町長のほうからの答弁もありましたけれども、特別なことというよりも、やはり基本的な感染防止対策ということが重要になってくるかと思えます。これらの対策について、広報や防災無線を活用しながら、現在、町としましても周知を図っておるところでございます。

以上です。

○議長（星野一成君） 7番、三枝新一議員。

○7番（三枝新一君） ありがとうございます。

俗に言う、基本的な方法を守るんだよと口ではおっしゃいますけれども、果たして町民の方、何%ぐらいそういうことを理解されておるのか。例えば、町の防災無線で毎日流していることは大変私はいいいことだと思いますが、言葉というものは、案外聞いているようで流しちゃうというふうに私は思うんですね。

ですので、私の考えなんです、1年半という長い間、先ほど言いましたけれども、疲れ切っちゃっていると。その中で、今、基本に戻りなさいと、手洗い、マスクはしなさいということはもう口酸っぱく言っておって、それは皆さん聞いていると思います。ですけれども、聞くだけじゃなくて、注意をするためにも何らかの方法があるんじゃないかと。その注意喚起を再度していただくために、パンフレット等を作って、一応配布したら目につくのは結構あると思うんですね。その辺の考えは持っておられますかどうかお答えください。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長（若菜聖史君） お答えいたします。

ご意見として頂戴しまして、広報等に回覧なり、全戸配布できるかどうか今後検討したいと思えます。

○議長（星野一成君） 7番、三枝新一議員。

○7番（三枝新一君） 私、何でこんなことを言うかといいますと、先ほどの変異ウイルスの件もございますが、ウイルスがだんだん感染力が強くなってきて、今ちまたで言われている

インド型、相当強いそうですね。それも水際対策の云々は別問題としまして、もう日本にも入ってきていると。新聞で時々うたってございます。

そういうものについて、いま一度、やっぱり強い意識を持ってやらないと多分私は感染は収まらないと。ゼロにはならないんでしょうけれども、少なくするためには、もうちょっと住民の方々にそういうものを与えてあげるということも大事じゃないかというふうに思いますので、それを強くお願いします。

ところで、厚生省のホームページを見ますと、いろんなパターンのポスターが載っております。その辺も参考にしながら、この中には、一応基本はこうですよということも書いてございます。ですので、分かっておられる方はいいんでしょうけれども、最初、私言いましたけれども、もう忘れちゃったよという方も中にはいるかもしれません。ですので、再度、その辺を強くお願いしたいと思っておりますけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長（若菜聖史君） お答えいたします。

ただいま議員のほうからのご意見頂戴いたしまして、また改めまして厚労省のホームページ等も確認させていただいた上で検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（星野一成君） 7番、三枝新一議員。

○7番（三枝新一君） ありがとうございます。

ぜひ早く、今ワクチンがあるから、比較的ワクチンに期待しちゃっていると思うんですけども、ワクチンを打ったからといって今までの基本守らなくてもいいという保証も今のところないでございますので、その辺をよろしくお願いいたします。

それでは、次に行きます。

3点目、感染者の公表云々という件なんですけど、この件につきましては、私、感染された方がどこの誰かというふうなことはさらさら思っておりません。今、町長もおっしゃったように法令にのっとって千葉県がやっていますよということだと思います。それも本町のホームページを見てもそういう文言でうたってございます。

そこで、私は、こういう質問した意図というものを説明させていただきたいと思っております。

感染した方は、これはもうやむを得ないと思っております。家族の方には申し訳ないですけども、我々感染者でない方は、私はですよ、私は、その方が感染した、大変だなと、じゃ、現

状どういうふうになっているんだと。昨日も出ましたよね、実際問題ね。感染者が、現状、重いのか軽いのか、あるいは、政府で言っている医療機関に入院なのかホテル待機なのか自宅待機なのか。無症状の方はホームページでうたっていますのでいいのですけれども、その辺が本町のホームページ、これ県と言われちゃうとそれまでなんですけれども、うたっていないんですね。非常に残念なことであって、それが全員無事に社会復帰できたということはこの目で確認することは本町のホームページではできません。

しかし、ここに茂原市のホームページで載せてある資料があるんですが、茂原市の詳細は、まず当然、感染者数が出ています。それで、次は入院中、私言いました自宅療養、あとホテルとか施設に入っているかどうか、その辺が書いてあるんですけれども、この辺見ますと、最後に、これは5月27日ですね、たまたま資料は。これ感染者数が236名おったと、その中に入院中が8名、自宅待機が1名、ホテル療養が2名と、その他は225名が今退院しましたよと、ここまで詳しく載っておるんですけれども、ちなみに公表する内容について、もし分かったら教えていただきたいんですけれども、市とか町とか村とかのあれで内容が変わってくるんですかね。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長（若菜聖史君） お答えいたします。

ただいま茂原市さんのホームページの内容について本町との差異があるということのご指摘でございますけれども、町長の答弁で申し上げましたとおり、集計につきましては千葉県が行っており、経過観察についても千葉県が行っております。手前どものほうに送られてきました資料につきましては、そのホームページに掲載してある発表資料というようなものが全てでございます。それ以外のものについては、残念ながら千葉県のほうから公表できるものを頂いてございませんので、ご理解いただきたいと思っております。

ただ、茂原市さんのほうでそういった資料が掲載されているというようなことですので、その辺につきましては私のほうで確認し、茂原市さんのほうでどのような経緯でそういったことをされているのかということは確認した上で、それが公表していい資料であるのであれば、今後はそれに対応してまいりたいというふうに存じます。

以上です。

○議長（星野一成君） 7番、三枝新一議員。

○7番（三枝新一君） ありがとうございます。

今、私、茂原市の例を申し上げたんですけれども、何点か、市制をしいているところのものを開かせてもらいました。市原市、いすみ市、一応近隣ですけれども、大網白里市もそうです。は、ほぼ茂原市と同じような内容を出してございます。それで、長柄町、長南町、長生郡市の町村ですけれども、これは長柄町とほぼ同じパターンしか載せていません。

変な話、市は、感染者数が多いから云々ということも疑ったら切りがないですけれども、そういうことも考えられるんですけれども、でも、最低限、新聞には全国の感染者総数ともろもろの内容が載ってございます。悪いですけれども、死亡された方まで載っております。

ですので、大まかなものより、地元の間人としてしましては地元のことが一番関心がございますので、その辺をもうちょっと詳しくやっていただけたらというふうに思いますので、今の若菜課長の答弁でございましてけれども、ぜひその辺を調査しまして、同じレベルの報告になるように努力していただきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長（若菜聖史君） お答えいたします。

ただいまご指摘のあった点につきましては、改めてご確認させていただきまして対応させていただきますと思います。

以上です。

○議長（星野一成君） 7番、三枝新一議員。

○7番（三枝新一君） 早急に、できれば、私の推測ばかりで話して申し訳ないですけれども、市までは結構人口が多いからという前提なのか、町関係になってきますと、結構、県内のものについては作業等が大変になってくるからなのかよく分かりませんが、ぜひその辺をお願いしたいというふうに考えますので、よろしくをお願いします。

次、4点目、コロナ禍による生活困窮者云々ですね。先ほど町長が話していましたが、国からの支援金ですか、補助金ですか、出ておりましたね。ひとり親世帯、これ今縛りが結構あるんですね。

それで、現在、本町でひとり親、そういう方たちの世帯数、あるいは人数か何かもし教えていただけるんでしたらお願いしたいんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長（若菜聖史君） お答えいたします。

現在、ひとり親として手当を受けるために登録されている世帯の数でございますけれども、40世帯となっております。18歳以下のお子様では56名となっております。

以上です。

○議長（星野一成君） 7番、三枝新一議員。

○7番（三枝新一君） すみません。五十何名とおっしゃったんですか、ごめんなさい。

○議長（星野一成君） 若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長（若菜聖史君） 56名でございます。

○議長（星野一成君） 7番、三枝新一議員。

○7番（三枝新一君） ありがとうございます。ちょっと私、顔も悪いんですけども、耳が悪くて申し訳ありません。

それで、ちなみに、近隣で、町、あるいは市独自でやっているところが、私、調べさせていただいてありました。これは非常に私いいことだと思います。その市は、いすみ市でございます。いすみ市で、今月いっぱい申請をしまして、その条件は、先ほど町長おっしゃっていた、国でやっている子育て世帯生活支援特別給付金と内容は一緒ですが、これは政府のほうでやっていることでございます。そのほかに、いすみ市はそういうことをやってございます。

その内容をちょっとお話ししたいと思うんですけども、名前が、いすみ市生活支援臨時給付金という名前で、これはいすみ市のホームページを立ち上げれば全部出てきます。それで、その中の支給額ですけども、1人1万円と、それ以外、18歳以下で2人になりますと2人目は5,000円追加しますよということになってございます。

金額は少ないんですが、変な話、例えば、先ほど若菜課長がおっしゃいましたけれども、約56名の方がおられるということなんですけれども、これを大ざっぱに計算しましても100万円はいかないというふうに私は思うんですね、また、仮にいすみ市のことをコピーしましても。ですから、その辺は、先ほども町長もその都度考えられるというふうなお答えだったと思うんですけども、早くやっていただけたらありがたいと思います。

こんなこと言っちゃ失礼かもしれませんが、昨年の3月頃、第1波が来たとき、緊急事態が発生されたとき、このとき皆さんいろんな形で子育て支援にお金を出していただいたと思います。町独自でもそのときには出してあったと私は記憶しています。ですので、この1年半という長いスパンの中で、もうちょっとやっぱり自治体も弱い人のほうを見ながらやっていけたらありがたいんじゃないかなと。

コロナ禍で結構皆さん苦しんでございます。アルバイトの量が減ったとか、当然アルバイトが減れば収入も減るわけですので、その辺も重々考えてやっていただきたいと思っておりますけれども、再度お願いしたいんですけれども、答えていただけますか。

○議長（星野一成君） 答弁をお願いします。

若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長（若菜聖史君） お答えいたします。

それこそ国のほうの生活支援金につきましては、5月11日に対象者に支給されたというふうに伺っております。

まず、それ以外の町独自でのということのご意見でございます。それこそ昨年度は何種類かの支援を行ってきたという経緯もございますので、それらを踏まえ、現時点では、まだ具体的なところまで至っておりませんが、今後の国や県の動向も含めて検討していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（星野一成君） 7番、三枝新一議員。

○7番（三枝新一君） ぜひお願いして、困っている方を助けてやってください。よろしくお願いいたします。

それで、次に参ります。

コロナ関係に関して、ちょっと関連質問になるんですけれども、教えていただきたい件がございます。

当初、長生郡市内の個別ワクチン接種なんですが、本町では、長生郡市の方法にのっとり個別でやりました。先ほどちょっと話があったと思うんですけれども、今日、何か発送されていますよね、書類をね、集団接種かな。その辺あると思うんですけれども、それで、1回目、私もやったんですけれども、電話、あとPC、スマホ、これでいろいろ応募しようと思って取った方が結構おると思うんですね。

私、たまたま3日目の朝、ですから27日の朝ですね。まさにホームページを開いて立ち上げたんですけれども、その時点では、もう、長生郡市の医師会に医師登録しているんですか、そこのお医者さんのところでは全部バッテンだったと。ある人に聞きますと、25日なんか全然電話つながらないよと、パソコンもできないしやめちゃったよというような方もいらっしゃいました。

それで、当然、接種、1発目で全員受けるとは思っていませんけれども、その仕組みをも

しよろしければ教えていただきたい。というのは、国から何人分長生郡市に来て、長生郡市も1市5町村ありますけれども、これがどの程度の、分配率っておかしいんですけれども、分けたのか、その辺、もし分かる範囲で結構ですので教えてください。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長（若菜聖史君） お答えいたします。

今のご質問はワクチンの量だということで認識させていただきますと、一番最初にワクチンが当管内に入ってきたのは4月の中旬でございました。4月の下旬には各市町村に1箱ずつということで分配がなされてございます。これらのワクチンを活用いたしまして、高齢者施設に入所されている方や病院に入院されている高齢者の方々に対し、先行してこのワクチンを活用して接種を開始させていただいたところです。これにつきましては、茂原市長生郡医師会のご意見を頂戴いたしまして、そのような体制を取らせていただきました。

それ以後のワクチンの量につきましては、おおむね1か月後の想定の中で、ワクチンの量を県を通しまして国へ要求いたします。それが分配されるというようなシステムになってございます。現在ですと、おおむね今月の後半ないし7月の上旬のワクチンが今、量の希望調査が入っているというようなところでございます。

以上です。

○議長（星野一成君） 7番、三枝新一議員。

○7番（三枝新一君） ありがとうございます。

今、若菜課長のお答えの中に1箱とおっしゃったんですけれども、これちなみにワクチン1瓶、6人分取れるというふうな情報が入っていますけれども、人数当たりにしますと何人ぐらいでしょうかね。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長（若菜聖史君） 1箱約1,000回分でございます。

○議長（星野一成君） 7番、三枝新一議員。

○7番（三枝新一君） ありがとうございました。

1,000回ということは、単純に考えて、箱全部使い切ったという形にしますと1,000人分というふうになると思うんですけれども、ちなみに、これ今お話ししているのは65歳以上の接種の件でございますので、本町の65歳以上の方が、アバウトで申し訳ないんですけれども、

約3,000人ということだと思えます。二千何ぼだと思えるんですけどもね。ですので、3箱あれば間に合うと、取りあえず、65歳まではね、それ以外はまた別問題としまして。

それで、1回目の接種を希望されて接種予約に入れた方、接種枠として取られた方ですよ。その方は現在何人ぐらいおられますかね。

○議長（星野一成君） 答弁をお願いします。

若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長（若菜聖史君） お答えいたします。

1回以上、もちろん2回、両方取られた方もいらっしゃいますけれども、それらの方方で1,237名というふうに確認してございます。

○議長（星野一成君） 7番、三枝新一議員。

○7番（三枝新一君） それで、それ単純に割って1,500人、それを2回としまして3,000人ですか、そういうふうになるんですけども、先ほど私言いましたけれども、集団接種、その予約が今月末ぐらいですかね、取れるというんですけども、私ちょっと不自然に思ったのは、まず睦沢町なんです。睦沢町は、1回目の25日に個別接種を取ったんですけども、それで、その後すぐ集団接種の予約に入っているんですよ。それで、集団接種を予約するにも高齢者の場合はPCなんか使えませんが、学生が応援してあげたというような話も載っています。これ何でそういうふうになったか、もし分かったら教えてください。

○議長（星野一成君） 答弁をお願いします。

若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長（若菜聖史君） お答えいたします。

具体的にどうしてそういうふうにしたかということについて、私も承知してございません。

以上です。

○議長（星野一成君） 7番、三枝新一議員。

○7番（三枝新一君） ですからね、ほかの町村はやっていないんですけども、何か睦沢町だけ、宮本武蔵ではないですけども、二刀流で来ているわけですよ。どうしても合点いかないですよ。分からないものを質問してもしょうがないので、次に行きます。

それで、集団接種の件についても、私的に言いますけれども、高齢の方で、電話がつかない、PC、スマホも使えないという方々について、今回の本町の集団接種、どのようなことを考えているか、それをお聞きします。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長（若菜聖史君） お答えいたします。

このたび本町で行う集団接種につきましては、基本的に一度も予約の取れていない方に対して対応するものでございます。前半の3日間で1度目の接種をしていただき、後半の3日間に自動的に3週間後に接種、2回目ができるというようなシステムで対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（星野一成君） 7番、三枝新一議員。

○7番（三枝新一君） すみません、最後に1点だけ、申し訳ないんですけども、1回目をやっていない方が主体というふうなんですけれども、それはあくまでも電話なのか、PC関係、スマホ関係、それも含めて全体やるんだよということでも結構だと思いますけれども、その辺ちょっと教えてください。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長（若菜聖史君） お答えいたします。

予約方法につきましては、従前の個別接種と同様でして、電話、ウェブ、両方を活用することができます。

以上です。

○議長（星野一成君） 7番、三枝新一議員。

○7番（三枝新一君） ありがとうございます。

それじゃ、最初のあれと同じだということで、電話とか、あるいはパソコンとかスマホでというふうな考え方だというふうな認識をしますので、多分、今日、私の自治会の方は何名か見えているんですけども、パソコンも使えないし、スマホも使えないんだよと、その辺ちょっと聞いてくれよというお話がございましたのでお聞きしたまででございますので、よろしく願いいたします。

それで、ちょっと時間も大分なくなってきましたので、ちょっと2項目めに移りたいと思います。

2項目めの財産取得の件なんですけど、先ほど町長もおっしゃいましたけれども、災害用に、一応リーフという、車名で申し訳ないんですけども、買ったんだよと、2台ですよという

お話だと思います。

それで、ちなみに、引っかけじゃないんですけれども、本町で社会福祉で使っている車両以外で、何台ありまして、大体1日に計算しまして何台動いているのか、その辺をちょっと分かりましたら教えていただけませんか。

○議長（星野一成君） 答弁をお願いします。

石井総務課長。

○総務課長（石井正信君） お答えいたします。

社会福祉で使っている車を除いてということでございますけれども、大変恐縮ですけれどもも含めさせていただきまして、全部で32台でございます。それで、古い車は21年乗っております。

先ほど町長、リーフの関係、お答えいたしましたけれども、一番新しい車がリーフでございますけれども、平均しますと1台当たり8.5年の使用でございます。どのくらい乗っているかといいますと、平均でいいますと年間1台当たり5,800キロぐらい程度というようところでございます。

以上でございます。

○議長（星野一成君） 7番、三枝新一議員。

○7番（三枝新一君） ありがとうございます。

必要であるから、当然、買って使用されていると思うんですけれども、別にそれが悪いかということをおし上げるつもりはございません。

その中で、一応リーフ、これ時代の最先端の車ですね。100%電気自動車ということで、いろいろ話題になったりしておると思います。

そこで、一応私ごとで恐縮なんですけれども、リーフに関して、ランニングコスト、これちょっと調べてみました。そうしますと、今、私も半分電気自動車なんですけれども、たまたま娘が100%ガソリン車に乗っていますので、それを比較してもらいました。そうしますと、大ざっぱですけれども、年間約5分の1の費用で収まると。100万円のものが20万円ですよね。これ専門家、私、懇意にしています車屋さんから入れた資料なんですけれどもね、ランニングコストで考えれば絶対電気自動車だねという話なんですけれども、これは使わなければ全然意味がないわけですね。

常に使ってこういうふうになると思うんですけれども、ちなみに、このリーフ車を4月に入れたのかな、3月ですか、今まで、例えば何キロぐらい乗ったかちょっと教えていただけ

ませんか。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

石井総務課長。

○総務課長（石井正信君） お答えいたします。

走行距離といたしましては、690キロが1台、それから700キロが1台です。おおむね月平均で350キロほど乗っております。

以上です。

○議長（星野一成君） 7番、三枝新一議員。

○7番（三枝新一君） ありがとうございます。

私、何が言いたいかといいますと、もうちょっと時間がなくて、一応回して言いますけれども、要はこれを、フルっておかしいんですけどもね、利用を、月350キロですか、これもっと増やしたほうがいいんじゃないかと。これガソリンをまいて走る車よりは明らかにいいわけですので。

1つ提案がございます。異論がある方もいらっしゃるかもしれませんが、現在、町長さん、議長車あります。結構動いていると思います。ですので、これを災害用に買ったんだけど、空いているときは町長さんがどこかへ行ったりするときに使うとか、そういう考えをしたらどうかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

石井総務課長。

○総務課長（石井正信君） お答えいたします。

役場の庁用車につきましては、ネットワークを利用したグループウェアで車両の予約をして効率的に、効果的に利用しております。会議出張等あれば、決まったときに空いている車を予約するというようなところで、有効的に使っておるわけですけども、リーフ、確かにランニングコスト低いというようなところで、また、なるべく多くの職員に乗ってもらって、いざ災害があったときには誰でも駆けつけられるというようなことが大切なことだと思いますので、空いているときには使うような形でいきたいと考えております。

以上です。

○議長（星野一成君） 7番、三枝新一議員。

○7番（三枝新一君） ぜひ、高いお金といたら申し訳ないですけども、税金でものを買ってやるわけですので、効率よく使っていただきたいというのが私の考え方でございます。

ので、その辺理解していただいて、よろしく申し上げます。

次に行きます。

それで、今回買ったタブレットの件、学校関係ですね。これは1つしか私質問しません。新しく三百何台というタブレットを買ったわけですけども、それ以外に、本来、学校に据付けなんかのパソコンがあるはずですよ。その使い分けについてちょっとお聞きします。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

川田学校教育課長。

○学校教育課長兼給食センター所長（川田 亨君） ご質問にお答えいたします。

各学校、80台ほど既存のパソコンが入っております。新しいパソコン389台と合わせて今後活用していく予定でございますけれども、先ほど教育長の答弁でもありましたが、新パソコンについては、ようやく5月の下旬から各小中学校で活用を始めております。約束事を確認し、立ち上げて、こんなものが入っているというような形で触れております。

ただ、今現在では、やはり既存パソコンのほうが慣れておりますので、そちらのほうを活用して学習することを考えております。今後、並行しながら活用していくという考えでおります。

以上でございます。

○議長（星野一成君） 7番、三枝新一議員。

○7番（三枝新一君） ありがとうございます。

ごめんなさい、もう一点だけちょっと、端的にお願いします。

そのタブレットは、学校だけで使うものなのか、あるいは宿題等も絡んできた場合、家庭に持ち帰って使用しているものなのか、その辺ちょっと教えていただけますか。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

川田学校教育課長。

○学校教育課長兼給食センター所長（川田 亨君） 新しいパソコンということでよろしいですか。

新しいパソコン、タブレットにつきましては、家庭でも活用できるように準備を進めております。今後どうなるか分かりませんが、対応した形で準備を行っております。

以上です。

○議長（星野一成君） 7番、三枝新一議員。

○7番（三枝新一君） ありがとうございます。ぜひ、そういう活用をされれば買ったもの

に意義が出てくると思いますので、よろしく願います。

ちょっと時間がなくて申し訳ないんですけども、あとは、ながらとガラナについて。

これは先般、臨時予算でやりますよというお話で決まりました。今、コロナ禍で飲料業界というんですか、非常に苦心しておると。あるところを見ますと、リストラをしているというようなどころもあるみたいですので、この時期に、先ほど言いましたけれども、6月頃から云々って話聞いています。6月、今月ですけども、それで生産するんだということなんですけれども、それについて、何か特に引かかることはございませんか。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

この6月中に、私どものほうで持っている情報といたしましては、来週中のどこかで製造できるというふうに伺っております。順調に進んでいるというふうに承知しております。

以上です。

○議長（星野一成君） 7番、三枝新一議員。

○7番（三枝新一君） ということは、6月から生産に入るんだよというふうな認識をいたしております。

それで、前、たしか説明会があったと思うんですけども、そのときに、賞味期限を通常1年だけども、2年に延長できる方法もあるみたいだというふうなお話あったんですけども、その辺の賞味期限の延長とかなんかについてちょっと教えてください。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 賞味期限につきましては、ジャパンフーズのほうに確認をいたしましたところ、特に法令等による規定はないというふうに伺っております。各事業者が設定するものであると。

ジャパンフーズさんといたしましては、大変多くの量を生産している大手の会社でございますので、ジャパンフーズさん独自の設定方法があるということなんですけど、賞味期限につきましては約1.5倍の期間を目安に保管をするということです。議員に今心配していただいている、例えば2年に増やすとか、延ばすとかというためには、1.5倍ですので3年の保存が必要だということで、昨年の1月に作ったので、まだもうちょっと時間がかからないと2年の賞味期限がつけられない。ただ、ジャパンフーズさんとしては1.5年、1年半とか、そ

ういう賞味期限もあり得るということで、今後相談をしながらということになっております。

以上でございます。

○議長（星野一成君） 7番、三枝新一議員。

○7番（三枝新一君） 秒単位になってきましたので、これも白井課長さんのほうだと思いますけれども、今まで試験的にやっていたものが本生産になって、損益を考えて、損益分岐点が出てくると思うんですけれども、その辺は、どの辺の時期を考えているのか、ちょっとお答えください。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 来週ぐらいに製造していただき、1日でできてしまいますので、月末に納品を考えております。7月から売り出すということで、1年間の間に全てを売ることとPRすること、両方ですけれども、していきながら6万本を有効に活用していきたいというふう考えております。

以上でございます。

○議長（星野一成君） 7番、三枝新一議員。

○7番（三枝新一君） ちょっと今クエスチョンだったんですけどもね、一応時間ですので、私の質問は以上といたします。いろいろありがとうございました。

○議長（星野一成君） 以上で、三枝新一議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は午前11時10分といたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時10分

○議長（星野一成君） 会議を再開いたします。

◇ 本 吉 敏 子 君

○議長（星野一成君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

8番、本吉敏子議員。

○8番（本吉敏子君） 皆様、こんにちは。

8番、本吉敏子です。また、傍聴人の皆様は早朝よりありがとうございます。

いよいよ長生郡市でもコロナワクチン接種が始まり、高齢者により順番に接種が行われております。また、6月27日から8月1日まで、毎週日曜日に役場庁舎で集団接種の実施が決まり、新型コロナ対策、ワクチン接種に取り組んでくださっております行政はじめ、医療関係者の皆様ほか、全関係者の皆様に心より感謝申し上げます。一日も早い終息のために心合わせ推進をお願いいたします。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問を行います。

まず1項目め、胃がん対策のためのピロリ菌検査導入についてお伺いいたします。

世界保健機構は、今から20年以上前の1994年にピロリ菌は胃がんの原因であると認定し、2014年には胃がん対策はピロリ菌除去に重点を置くべきであると発表を行っております。

胃がん予防のためにリスク検査を導入し、その手助けをぜひとも行政にさせていただきたいとの思いで、何度もピロリ菌検査について質問、要望をさせていただきました。

胃がんリスク検査による胃がんの減少、胃がん治療に係る医療費と費用対効果も考え、胃がんリスク検査をして除去することが胃がんを減らす有効な施策となると考えます。

そこでお伺いいたします。

今まで何度も質問、要望に対し、先進自治体の実施内容を検証し、検討してまいりたいとの答弁をいただきましたが、その後、どのように検証し、検討されたのかお伺いいたします。

次に、2項目め、乳がんを早期発見するための取組についてお伺いいたします。

乳がんは罹患率の増加が見られ、日本人女性の12人に1人が乳がんを発症していると言われております。乳がんは乳腺等に発生する悪性腫瘍です。放置するとがん細胞が増殖して、乳腺の外へ広がって、そして血管やリンパ管へ入って全身を巡り、乳腺以外の様々な組織や臓器へ転移します。その一方で、早期に治療を行えば約90%の方が治るとも言われております。乳がんから命を守るためには、少しでも早く発見し治療を行うことが重要で、また、乳がんは自己検診で見つけることのできる唯一のがんとも言われております。そこで、乳がんを早期に発見するための取組についてはどうか考えます。

そこでお伺いいたします。

1点目、乳がん検診の町の実施状況と受診率、精密検査を該当される方がどのくらいおられるのかお伺いいたします。

次に、2点目、定期的な自己チェックの時期や回数を目安、視診と触診の方法についてイラスト入りで開設された浴室に貼り付けて使える乳がん自己チェックシートを作成し、無料配布を実施することを提案いたしますが、町の見解をお伺いいたします。

次に、3項目め、がん教育についてお伺いいたします。

学習指導要領にがん教育が位置づけられ、令和3年度から中学校で開始されると伺っております。がん教育の目的は一つ、がんという身近で命に関わる病気を題材にして学ぶことで、健康な生活やがんに対する正しい知識、そして命の大切さに気づくこととされており、

そこでお伺いいたします。

1点目、本町では、がん教育をどのように進めていく考えでいるのか、既に実施をされている部分もあるかと思いますが、お伺いいたします。

2点目、早期発見で胃がんリスクを軽減し、将来的に医療費の支出を抑えることを主眼として、中学2年、3年生を対象に、無料のピロリ菌検査の実施をするお考えがないかお伺いいたします。

ピロリ菌は胃の粘膜に生息する菌で、幼少期に衛生状態のよくない水を飲むことで感染すると考えられております。若年層で感染している人は5%前後と推測されております。若年のうちに除菌することで、将来がんを発症するリスクはほぼゼロになると期待されております。ピロリ菌感染の多くは、四、五歳頃までに起こると言われているそうですが、小学校に投与する除菌の薬剤量は、今のところ一定の見解を得ていないことから、陽性の場合でも治療まで時間がかかるので、成人と同じ薬材量で問題がないとされている中学校2、3年生までの検査で最も効果的ではないかと言われております。本町でも早期発見で胃がんリスクを軽減し、将来的に医療費の支出を抑えるために、胃がんの手術費は数百万円かかるというふうにも聞いておりますので、ぜひ中学2、3年の希望者に無料のピロリ菌検査を提案いたしますが、見解をお伺いいたします。

次、3点目、子宮頸がんの予防についてお伺いいたします。

子宮頸がんはワクチン接種で予防できる唯一のがんと言われております。国内の子宮頸がんの患者は年間1万1,000人程度、2017年度の報告ですけれども、最近では、特に若い年齢層、20歳から30歳で患者が増えており、年代別に見た患者数は20代後半から増えていき、40代でピークを迎えると言われております。

国では、予防接種法に基づく、子宮頸がんの予防ワクチン接種を行っていますが、強制ではありません。一方、特に20歳から30歳代で発症する子宮頸がんを予防するためには、ワク

チンの効果が期待されているとのことです。この子宮頸がん予防ワクチン接種を無料で受けられる対象者が中学1年生から高校1年までとなっております。子宮頸がんの予防ワクチン接種状況等について、本町の対応についてどのように対応されているのかお伺いいたします。

次に、4項目め、若者向け支援についてお伺いいたします。

既に報道等でご承知いただいているように、長引くコロナ禍による不況が深刻化する中、非正規雇用の女性を中心に、経済的困窮から若者の5人に1人が生理用品の入手に苦勞しているなどの実態が浮かび上がりました。この中には、コロナによる減収の影響の方ではなく、平常から世帯の貧困やネグレクト、父子家庭であることからの気づきの難しさなど、別の理由による方も含まれているかもしれません。

生理用品の負担軽減に対して、海外でも国や自治体に支援を乗り出しているそうです。例えば、イギリスのスコットランドでは、昨年11月、生理用品を無償で提供する法案が可決されました。韓国では、年間約1万2,000円を購入費用として補助する地域があるそうです。日本国内でも各自治体で生理用品の無償配布の動きが広がっており、公明党千葉県女性局としても千葉県知事並びに県教育長に緊急要望書を提出させていただいたところです。このような本町でも支援の実施をすることができればと考えます。

そこでお伺いいたします。

1点目、小中学校の個室トイレに自由に使える生理用品の設置を提案いたしますが、見解をお伺いいたします。

2点目、小中学校以外で生理用品を必要とする女性の支援策についてできたらと思いますが、お伺いいたします。

3点目、現在、防災備蓄品の中にあります生理用品等、ローリングストックできるような提案をいたしますが、見解をお伺いいたします。

次に、4点目、本町の奨学基金についてお伺いいたします。

次に、5点目、長柄町第2期まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略の戦略的事業に、若者の地元就職と奨学金返還の負担軽減、町内企業の雇用確保のため支援金もしくは支度金を交付する奨学金返還支援事業についてお伺いいたします。

最後に、6点目、奨学金返還サポート制度の導入についてお伺いいたします。

若い方から長柄町にUターンできない理由として耳にするのは、仕事がない、働くところがないなどとともに、奨学金の返済があるとお声もありました。これは都市部との収入の差も意味しているものと思います。高校においては、授業料の実質無償化や奨学金の給付、

貸付対象者の拡大などの支援制度が創設されましたが、既に返還をしておられる方々からの支援も求められているところです。

このような中、国のまち・ひと・しごと創生制度を活用した奨学金返還支援制度が2020年6月に拡充されました。この制度は、都市部の大学、高校等からの移住・定住等、地方への若者の定着を促進することを目的としたもので、この拡充により、市町村については、企業、自治体による基金設置が不要になり、国が支援する特別交付税措置の対象経費の範囲も負担額の2分の1から、上限つきではありますが、全額まで拡大されました。町として導入しやすくなったのではないかと感じています。

そこで、地域内の居住、就労などの要件を満たした場合、返還支援をするこの制度を導入し、若者の地元定着のきっかけに少しでもなればと思います。奨学金返還サポート制度の導入に対する町の見解をお伺いいたします。

以上で、1回目の質問を終わりたいと思います。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

清田勝利町長。

○町長（清田勝利君） 本吉議員のご質問にお答えします。

1項目めのピロリ菌検査の導入についての検証・検討結果についてお答えします。

当管内では、長南町、長生村、昨年度から茂原市が開始したとのことであり、情報収集に努めています。また、このたび、千葉県では胃がんリスク検査の実施に関する調査を行ったことから、これら情報を共有させていただき、引き続き検討してまいりたいと存じます。

次に、2項目めの乳がんを早期発見するための取組について、1点目の乳がん検診の受診率、精密検査の対象者の数についてお答えします。

受診率については、対象人口で、平成30年度が23.2%、令和元年度24.3%、令和2年度22.5%でした。また、要精密検査者は、平成30年度が18名、令和元年度が20名、令和2年度が17名でした。

2点目の乳がんチェックシートの配布については、その啓発方法にも様々ございますので、多くの方にご意見を伺いながら検討してまいりたいと存じます。

次の3項目めの1点目、中学校でのがん教育につきましては教育長から答弁いたします。

2点目の中学2、3年生を対象に無料のピロリ菌検査の提案につきましては、1項目めのご質問を踏まえ検討してまいりたいと存じます。

3点目の子宮頸がん予防ワクチンの接種状況等についてお答えします。

ご存じのとおり、ワクチンとの因果関係は不明ながら重篤な副反応が報告されていることから、国民に適切な情報提供ができるまでの間、積極的に勧奨すべきでないとされておりますが、厚生労働省の勧告に基づき定期接種を中止するものではないので、対象者等に対しまして周知しております。

次に、4項目めの若者向け支援についてお答えいたします。

1点目の学校に生理用品を設置することについては教育長から答弁いたします。

2点目の学校以外で生理用品を必要とする女性への支援策についてお答えします。

他の自治体では女性トイレや多目的トイレに備えるなど手法は様々ですが、衛生面など配慮すべき問題もあることから、昨今のコロナ禍における生活支援事業も行っている町社会福祉協議会と連携し対応したいと考えております。

3点目の防災備蓄品のローリングストックについてお答えいたします。

防災備蓄品については、生理用品に限らず品質が保証される賞味期限や使用期限がございます。この期限を過ぎたものは原則廃棄処分となります。町では、備蓄品を廃棄処分とすることのないよう、期限切れの前に防災訓練等に利用しております。生理用品につきましても有効に活用できるよう、小中学校や社会福祉協議会と協議してまいります。

次の4点目から6点目につきましては教育長から答弁いたします。

以上、本吉議員への答弁とさせていただきます。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

石川和之教育長。

○教育長（石川和之君） 本吉議員の3項目の1点目、がん教育についてお答えします。

平成18年のがん対策基本法の下、政府が策定した平成24年のがん対策推進基本計画を受け、中学校の学習指導要領の改訂に伴い、議員ご指摘のとおり、本年度から保健体育の学習において、がんについての教育が位置づけられました。

具体的な学習内容として、がんとはどんな疾病か知ること、がんの要因には不適切な生活習慣をはじめ様々なものがありその予防には生活習慣病の予防と同様に適切な生活習慣を身につけることが有効であると知ること、がんは早期発見でき回復について学ぶことなどです。また、学習を通し、自他の健康と命の大切さに気づき、自己の在り方や生き方を考え、共に生きる社会づくりを目指す態度を育成してまいります。

具体的には、長柄中学校では2年生で学習をします。教科書や文部科学省から出されているがん教育推進のための教材、がん教育プログラムを用いて、狙いが達成できるように指導

しております。その際に、生徒や家族にがんにかかっている人、またはかかった人がいないか、家族ががんで亡くなった生徒はいないかなどを考慮しながら学習を進めていきます。

今後、専門的な知識を持っている外部講師の招聘を検討したり、指導に当たる教職員を研修に参加させたりするなどして充実を図りたいと考えております。

次に、4項目、1点目についてお答えいたします。

現在、長柄町の小中学校では、女子児童・生徒の生理用品については、保健室に50から70個ほど常備してあります。生理用品を希望する児童・生徒は、保健室にて養護教諭から支給されています。その後、学校では消費した分を購入し、補充しています。

各校の養護教諭等と情報交換をしましたが、保健室に児童・生徒が来ることによって、自分の体のことや友人関係の悩み事、使用する生理用品のことなどを相談するケースが多いとのこと。このようなコミュニケーションはとても大切であること、トイレの個室に置くのは衛生上気になるといった意見もいただきました。そのような理由から、今のところトイレの個室に設置をすることは考えておりません。保健室に来た際に、気になる児童・生徒には希望を聞き、数を多めに渡すなどしていきたいと考えております。

次に、4点目から6点目の本町の奨学基金についてお答えします。

現在、本町の奨学基金につきましては、高校生を対象にして、月1万5,000円を上限にするものとなっております。資格としては、本町に3年以上居住している者の子弟であり、学業に優れ性行が正しくかつ身体強健な者、経済的理由により就学困難な者、本町において近代的農業経営を行おうとする者、その他町長が適当と認めた者であり、在籍学校長、または出身学校長の推薦が必要となっております。

貸付利子はなしで、最後の貸付けの月の6月後から在学中受けた年月に相当する期間に返済しなければならないと規定されています。

奨学基金の利用者が平成17年以降ないことや対象が高校生に限定されていることなどを考慮し、返還支援の在り方と併せ、今後検討をしております。

以上、本吉議員への答弁といたします。

○議長（星野一成君） 8番、本吉敏子議員。

○8番（本吉敏子君） 答弁ありがとうございました。

それでは、また自席にて質問をさせていただきたいと思っております。

まず、胃がん対策のピロリ菌検査の導入についてですが、町長のほうから、近隣市町村のまた情報収集をして、引き続き検討されていくということでお話があったと思っております。本当

に、前のときには長生村、長南町でしたか、去年は茂原市も検診を導入するということになりました。

今までも何度も検討してこられたわけなんです、引き続き検討されるということですが、いつ頃まで検討していただくのか教えていただきたいと思います。

○議長（星野一成君） 答弁をお願いします。

若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長（若菜聖史君） お答えいたします。

先ほど町長の答弁にもございましたけれども、今回、千葉県が全県下を調査したということで、その資料をぜひ公開していただいて、その中で、どのような状況で県下行われているかということも含めて検討したいというふうに思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いたします。

○議長（星野一成君） 8番、本吉敏子議員。

○8番（本吉敏子君） ピロリ菌検査の目的というのは、ピロリ菌感染の有無を把握し、また除菌治療につなげることにより、また胃がんの罹患のリスクを減らすことです。ピロリ菌感染胃炎の除菌治療の保険適用後、全国的に胃がんによる死亡者数が激減したという報告が国のがん検診の在り方に関する検討会においてもなされております。

ピロリ菌抗体検査の実施に基づくピロリ菌除菌治療を行うことは、胃がんの罹患リスクの低下につながることもなるため、町民の皆様の生活の質の向上、また、ひいては健康寿命の延伸にもつながると期待しておりますので、ぜひとも県の情報収集をされてからの長柄町の推進を期待したいと思いますので、よろしくお願いたします。

次に、乳がん検診の早期発見するためということでお伺いしたいと思います。

毎年、少なからず精密検査に該当される方がいるということで、実際、一度精密検査を受けられた方というのは病院にかかって受診されているということも考えられますので、数値的にはもうちょっと高いのではないかなというふうに思います。

乳がんは、働き盛り、また子育て真っ最中の年代である30歳代後半から40歳代にかけて急増してくるようです。このことから、本人の心身の負担はもとより、子供の養育や家庭の影響は大変大きなものとなります。現在は、医療技術も大きく進歩して、また早期の治療により、その後、生活のクオリティーへの影響も軽減されております。

定期検診に加えて、補助的な取組として、自己検診による早期発見にも力入れていかなければいけないのではないかなと思ひまして、今までもいろいろと乳がんのグローブ、自己で

チェックができるようなということも今まで提案をさせていただきましたけれども、今回は、多くの方の意見をもらいながらこれからということでお話があったと思いますけれども、もちろん自己検診で分からない初期のがんだとかは、発見するためには超音波やレントゲンの検査というのが必要になってくると思います。

これから受診率を上げていっていただきたいですし、また上げていかなければいけないと思いますけれども、これはあくまでも補助的なものでありますが、入浴時に目につく浴室の壁などに自己チェックシートを貼り付けることというので、自己検診の習慣化につながる乳がんの発見に効果的であるということで、大多喜町では、このようなすばらしいチェックシートを検診に来られた方に配布をしているということです。なので、その中には、お子様と一緒にお風呂に入っていたときに、お母さんの胸を見て、お母さん、形がおかしいねというところから病院に行って乳がんを発見したという方もいらっしゃったということで伺っております。

また、乳がんというのは、実は男性の方も罹患されるんですね。浴室にチェックシートを貼ることによって、また、女性に限らず、ご家族の皆さんも関心持って乳がん検診に取り組んでいただくようなことができたというふうな思いで提案をさせていただきましたので、よいことというか、少しでもがんの早期発見ということでできるような形ができればと思いますので、ぜひとも前向きに考えていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

あと、先ほどがん教育についてということで、中学2年生、3年生ということで提案をさせていただいた中でも検討してまいるということです。これもぜひともよろしくお願いいたします。

ピロリ菌は5歳ぐらいまでに感染し、除菌治療を受けないと一生胃の中に感染してしまいます。ピロリ菌に感染していても症状がないため感染に気づくことができません。10歳代では、胃がんのリスクが5%以下であり、できるだけ早いうちに除菌をするほど、胃がんなど、ピロリ菌による病気を予防することができるそうです。若い人のピロリ菌感染は家庭内、特に母親からの感染がほとんどであるため、若い世代で除菌することは、次世代への感染予防効果も期待できるそうです。

子供にピロリ菌が見つければ、父母だとか、祖父母などのご家庭に感染者がいる可能性も高くなるそうです。ご家族のピロリ菌感染の検査、治療にもつなげることができると思いますので、本町におきましても、感染早期、またできるだけ若いうちに無料のピロリ菌検査の

実施を要望いたしまして、この質問は終わりたいと思います。

あと、子宮頸がんの予防についてですけれども、先ほど対象者には適切な通知を出していくということでお話があったと思います。その中で、子宮頸がんの予防ワクチンに関する情報や接種に必要な情報の提供というのほどのように考えているか、できれば教えていただきたいと思います。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長（若菜聖史君） お答えいたします。

現在、情報の提供といたしましては、本町からのお知らせ、それから厚労省が発行しておりますリーフレット、それから接種に関する説明書を一式にいたしまして配布をさせていただいておるところでございます。

以上です。

○議長（星野一成君） 8番、本吉敏子議員。

○8番（本吉敏子君） 個別に通知をされているということでもありますので、あとは、もう本当に予防ワクチンを接種することで被るかもしれないリスク、また、接種しなかったことで将来受けるかもしれないリスクというものの大きさを考えることは大変難しい選択だと思います。子供さんが自分で判断するのは難しいかもしれませんし、また親御さんとしても同じかもしれません。時間をかけてご家族で話し合い、接種するしないの判断をしていただくことができればと思います。

子供たちが自分の体を大切に思い、健康を守っていく機会とワクチンの効果について、正しい情報の周知と拡充がこれからもできればと思いますので、ぜひともいろいろなリーフレット等、またありましたら、また、町としてもがん教育の充実ということにも力を入れていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

次に、若者支援についてお伺いさせていただきます。

小中学校の個室トイレということで、生理用品の設置ということで提案させていただいた中で、今は保健室にて対応されているということで、ありがとうございます。また、今は生徒の皆さんも保健室に気兼ねなく行けて、また、いろんな相談をすることができているということで、また養護の先生もいろいろな子供さんとの情報共有ができ、またそこでいろんな家族の状況等も把握をされているんだなというふうに思いました。

その中で、また、これからは保健室で、小学校、中学校、50個から70個ぐらい用意してあ

るということで、またこれからは多めに常備していきたいということでありましたので、ぜひとも、本当に私自身も千葉県内の状況を全て把握させていただきました。各市町村の自治体も全部把握をさせていただいて、今どういう状況なのかということも全部把握をさせていただいております。

各自治体では、本当に工夫をしながらされているというのが本当にすごいですけれども、保健室にて対応ということでありましたけれども、学校の中では、後日、頂いた生理用品を返却していかなければいけないというところもあるんですね。これは本町としてはどのように考えているのかお伺いできればと思います。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

川田学校教育課長。

○学校教育課長兼給食センター所長（川田 亨君） お答えいたします。

本町においては、お渡ししたものを返却は求めておりませんので、子供たちの希望がありましたら渡している状況であります。

以上です。

○議長（星野一成君） 8番、本吉敏子議員。

○8番（本吉敏子君） 安心しました。

ぜひ、また多めにとということでありましたけれども、少し、本当に皆さんができるような対応をまた充実、しっかりとしていただきたいと思いますし、また、先ほど小中学校以外の、町長からも生理用品に関する女性の支援策につきましては、衛生面だとか、いろいろ考えたときに、生活支援事業ということで、社会福祉協議会ということで対応していきたいということでお話をさせていただきましたので、ぜひとも皆さんがこのことについてどのように、また周知をしていただけるのか、ちょっとお伺いできればと思います。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長（若菜聖史君） お答えいたします。

それこそこのご質問を頂戴いたしまして、今現在、そういう社会福祉協議会と連携してというようなところまでの進捗でございます。今後、どのような形で町民の皆様に周知できるかということも含めて、その運用に当たって検討してまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（星野一成君） 8番、本吉敏子議員。

○8番（本吉敏子君） ぜひ皆さんにしっかりと周知をしていただきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

あと、ほかに今のような対応というか、今、自治体がNPO法人などに委託して推進した場合に地域女性活躍推進交付金というのが利用可能となりましたけれども、それはどのように考えているかお伺いできればと思います。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長（若菜聖史君） お答えいたします。

大変申し訳ございません。ちょっとその辺勉強不足でして、承知していないところでございます。

○議長（星野一成君） 8番、本吉敏子議員。

○8番（本吉敏子君） いろいろな対応が可能なこともありますので、ぜひ見ていただきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いいたします。

防災備蓄品の中にもある生理用品等ということで、使用期限、またローリングストックできるようにということで、有効に活用していくということでお話があったと思います。

防災備蓄品として生理用品を入替えした分を活用し、配布を実施している行政地域もあるようですので、また本町も備蓄数も数的に少ないということもありますので、ぜひともそこも継続的に、コロナ禍だけではなく、また経済的に支援をしていただくことができればと思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

石井総務課長。

○総務課長（石井正信君） お答えいたします。

備蓄品の数が少ないということでございますけれども、1パック30個入り、今96ございます。この中で、当然、災害がなければ期限が切れるものがございますので、そういうようなものは有効にして使っていきたいというふうに考えます。

総務課といたしましては、ただあげるということで押しつけるようなことはしたくありませんので、小中学校、社会福祉協議会と協議しながら、その中で有効に使用していきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（星野一成君） 8番、本吉敏子議員。

○8番（本吉敏子君） ぜひ有効に活用していただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、最後に、本町の奨学基金についてお伺いできればと思います。

長柄町の奨学基金というのは、昭和45年の岡本郁郎氏の遺族から寄附を受けたことから始まっているわけなんですけれども、運用実績がないということで、今までも、17年度が最後だということであったと思いますが、長柄町の奨学基金の設置管理及び処分に関する条例の見直しというのはされないのかお伺いできればと思います。何らかの有効的な措置が必要ではないかと思いますが、お伺いできればと思います。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

川田学校教育課長。

○学校教育課長兼給食センター所長（川田 亨君） お答えいたします。

今議員さんからありましたとおり、長柄町の奨学基金の設置管理及び処分に関する条例は昭和56年に制定されております。そのあと、平成10年に1人当たりの金額が1万円から1万5,000円ということで改正されております。

ただ、中身を見させていただきますと、やはり今の状態にふさわしくないものとか、対象が高校生に限定されているというところ等を加味しながら検討が必要かと自分は考えております。近隣の状況も鑑みながら、今後検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（星野一成君） 8番、本吉敏子議員。

○8番（本吉敏子君） そうですね。ぜひ見直しをしたほうがいいんじゃないかなと思います。検討ということで、いつぐらいまで、ぜひ早めに検討していただきたいというふうに思います。

今後、貸付条件の変更と周知の方法、周知の仕方の工夫というのをまたしていかなければいけないんじゃないかなというふうに思うんですね。その辺は、どのように検討されているのかお伺いしたいと思います。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

川田学校教育課長。

○学校教育課長兼給食センター所長（川田 亨君） お答えいたします。

主に、中学3年生が卒業するときに、町としてはこのような奨学金制度があるということをお知らせしております。

以上です。

○議長（星野一成君） 8番、本吉敏子議員。

○8番（本吉敏子君） もし変えないようでしたら、先ほども条例の中にありましたけれども、奨学基金は本町において近代的な農業経営を行う者に対して役立ててほしいということで、町の一般会計から積立てが貸付資金となっているわけなんですけれども、現在、幾らぐらい基金としてあるのかお伺いできればと思います。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

川田学校教育課長。

○学校教育課長兼給食センター所長（川田 亨君） お答えいたします。

6月1日現在、今、基金が479万7,449円あります。

以上です。

○議長（星野一成君） 8番、本吉敏子議員。

○8番（本吉敏子君） やっぱり貸付対象もそうですし、その範囲ということをしつかりと考えながら、これからも有効にできたらというふうに思います。なので、ぜひ早めに検討していただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

あと、5点目の長柄町の奨学金返還支援事業ということで、これはちょっとよく分からなかったんですけども、もう一度、町としてはどのように考えているのかお伺いできればと思います。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

私のほうから、まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略の中の戦略的事業の中にこれがうたわれているというところから、議員さんのほうのご質問になっているものと承知しております。

これにつきましては、このページのところにもございますけれども、就労の場の確保とその辺の就労の場の拡大、その辺のプロジェクトということで、向こう5年間の間に町が、人口増もそうですし、若者の定着、その辺を問題として、こういうプロジェクトをしていくことがいろいろとつながっていく、地方創生、生涯活躍のまちにつながっていくというところで、戦略的事業、この項目でいいますと、11の事業の中の一つに位置づけたというものでございまして、そこにも書いてございますけれども、若者の地元就職と奨学金返還の負担軽減、

町内企業の雇用確保のため支援金もしくは支度金を交付するというような内容で記されております。これにつきましては、今後の課題というところで、スタートしたばかりで大変恐縮ではございますけれども、執行部側のほうの町内の課題というところで認識しております。

以上でございます。

○議長（星野一成君） 8番、本吉敏子議員。

○8番（本吉敏子君） これからという形になると思いますけれども、インターネットで全国の導入自治体が一覧の検索ができます。国のこの制度の拡充ということで、今まで導入されていない地域でも導入していくところが出てくるのかなというふうに思うんですけれども、長柄町への定住を考えてもらう一つの方法として導入を再度検討し、具体的に考えていかなければいけないというふうに思いますので、ぜひともお願いしたいと思います。

また、この制度の広報の経費に対して特別交付税の措置が受けられるようなんですけれども、可能であれば中学校、高校生のおきから町の支援制度を知っていただき、またこのおきから進路選択をする際の考えの一つに入れていただくことができればと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

ご指摘のことを参考とさせていただきます、検討のほうをさせていただきたいと存じます。

以上です。

○議長（星野一成君） 8番、本吉敏子議員。

○8番（本吉敏子君） 今年、令和3年4月から、民間企業が奨学金返還を支援する際に日本学生支援機構に直接返還する制度が始まったそうです。企業にとっては、支援した分を損金算入することで法人税の負担が減って、また、従業員にとっては住民税やまた社会保険料の負担が増えずに済むメリットがあるそうです。自治体を通じて企業への働きかけを進めていただくことなどもこれから検討し、またしていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

企業への、その辺の周知の関係ですか、その辺も含めまして、制度が新しいというところ、今お話もございましたので、もう少し深掘りいたしまして、町として検討してまいりたいと思います。

なお、この件につきまして、企業に直接市町村が助成をする、都道府県が助成をするなどの制度もあるというか、そういう制度をつくっている自治体もあるということも伺っております。

どちらが本当に効果的なのか、この町に合っているのか、またそういうニーズがどのくらいにつかめるのか、その辺も含めまして、町として、執行機関として、その辺の判断をしてまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

以上です。

○議長（星野一成君） 8番、本吉敏子議員。

○8番（本吉敏子君） 島根県の松江市なんですけれども、ここは中山間地域ということで、仕事の幅を大きく広げるために、国家資格の取得だとかを目指せば奨学金の返還額が最大ゼロ円になるだとか、各自治体によっていろいろな工夫をされているところもあります。ぜひ、できれば島根県の松江市のも参考にしながら、今後も進めていっていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

以上で、質問は終わりになります。

○議長（星野一成君） 以上で、本吉敏子議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は午後1時からといたします。

休憩 午後12時00分

再開 午後 1時00分

○議長（星野一成君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

引き続き一般質問を行います。

◇ 鶴岡喜豊君

○議長（星野一成君） 5番、鶴岡喜豊議員。

○5番（鶴岡喜豊君） 5番、鶴岡喜豊です。

日本中、コロナ禍の中、感染力の強い変異株の感染も見つかり、高齢者へのワクチンの接種も始まり、コロナ対策に職員の皆さんは大変だと思いますが、健康に注意し、頑張っていたきたいと思います。

私は、町民との対話の機会を持つために議会報告書を配付していますが、町民の皆さんは、役場をよく見ていると感じたことがありました。それは、副町長が不在の期間があり、それを知っている町民の方から、副町長が不在でも役場は機能を果たしているのだから、副町長は何をしているのか分からない、いなくてもよい、要らないと指摘されました。

しかし、副町長は町長を補佐し、町長の命を受けて政策及び企画を立案し、職員の担当する事務を監督する大事なポストであるから、不在というわけにはいかないと説明して理解を得ました。

今回の一般質問で、町長に副町長の役割について質問をしようとしたのですが、議会運営委員会で、理由は分かりませんが、不適切とされ、議長より質問をしないようにと連絡を受けました。また、去年の暮れに川嶋議員が辞職するという残念な出来事があり、執行部と議会の在り方について一般質問をしようとしたのですが、これも理由はよく分かりませんが、不適切であると指摘され、質問できなくなりました。

私は今、議会運営委員会に所属していないのでよく分かりませんが、最初に通告した侮辱と侮辱罪については、田中副町長の公の場で公然と鶴岡議員は、上野の用地買収、登記ができなかったという発言について質問をしようと考えましたが、議会事務局より指摘され、田中副町長個人のことになり、不適切な質問だと納得し、質問をしないことにしました。

訂正後の質問は、議長の話では、町長の答弁が私の通告書に書かれている内容と、同じになるからと聞きましたが、私は町長はもっとよい答弁をすると答えました。何がいけないのか、自由な質問ができない議会になっているのか分かりませんが、町民の副町長に対する声を届けられない議会に疑問を感じ、これではいけないと考えています。

一般質問とは、分からないこと、疑問に思ったことはもちろんですが、議員が質問して理解してもらった案件を実現する、これが一般質問だと私は考えています。二元代表の一方であり、執行部のイエスマンではなく、執行部の監視役として、執行部と違う角度から町民のためによりことを実現するために、執行部に質問を投げかけるべきだと考えています。

それでは、どこまで実現できるか分かりませんが、議長の許可をいただきましたので、質

間をさせていただきます。

通告しました1番の副町長の役割と資質についてと、2番の執行部と議会の在り方については、議会運営委員会の指示のとおり取りやめて、3番の所有者が相続されていない土地についてから質問します。

3、所有者が相続されていない土地について。

①長柄町の地籍調査も平成24年度に長柄山地区より始まり、令和2年度に鶯谷東部地区の立会いも終わり、長柄町の約75%が終了していると聞きました。土地一筆ごとの所有者などを調べる地籍調査では、所有者の不明の土地は全国で約2割に上り、高齢化の進展に伴って、今後さらに増えることが見込まれています。

以前、私は、長柄町では所有者が不明の土地がどのくらいあるか質問しましたが、去年、私の地区、鶯谷東部地区の立会いをして気づいたのですが、相続が必要な土地は、長柄町に今まで何筆ぐらいあったか、それは全体の何%になるか伺います。

②また、地権者の中には、土地の相続を望まない地権者も今後は出てくると思いますが、このようなときはどうするのか、考えを伺います。また、道路拡幅により、用地買収した土地で遺産相続が終わらなければ、当然、町への所有権移転はできません。このような場合は、どのように対処するのか伺います。

4、地産地消と学校給食について。

①長柄町のこども園、小中学校の給食に町内で生産している野菜等で賄っているものが、どんなものがあるか伺います。

②今、町の商店、青果店の2店舗より野菜を仕入れていると聞きましたが、これは当然、市場から野菜を仕入れているものだと思います。野菜を直接生産者より購入している直売所ができ、道の駅もあります。それらと連絡を取り、多少曲がったり、短かったり、店舗に並べられない町内で生産されている野菜を給食に利用できないか伺います。

③以前に、担当課に給食のことを聞きに行ったことがありますが、最近のご飯の混ぜ物が減り、完食が増えたと孫から聞いています。孫たちと夕ご飯のとき、今日は給食を完食したとか、牛乳を少し残した、嫌いなおかずを残したと聞きますが、給食が子供たちに楽しみになるように、1か月に1回ぐらい献立を空欄にしておいて、お楽しみ給食とかにして、コロナ禍の中、外食もできない子供たちのために町で予算をつけてもいいと私は思っていますが、月に1回くらい子供たちの好きな豪華な給食を提供すること、また、子供の苦手な野菜等を隠した献立にして後で教えるとか、子供が楽しみにするような、夢を与えるような給食

を考え、工夫できないか、執行部の考えを伺います。

以上で、1回目の質問を終了します。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

清田勝利町長。

○町長（清田勝利君） 鶴岡議員のご質問にお答えします。

相続登記のなされていない土地についてのご質問にお答えいたします。

地籍調査事業につきましては、平成24年度から開始し、10年目を迎え、若干の遅れはあるものの、おおむね順調に進捗しております。

ご質問のうち、地籍調査における相続登記未了の筆数は、平成24年度から累計で4,000筆弱、占める割合は1割程度であります。

議員ご指摘のとおり、この所有者不明土地の問題は、少子高齢化社会の進展や社会情勢に伴い、全国的にも社会問題となっており、国の調査では、九州の面積を上回る国土の約2割に当たる土地が放置されており、このまま推移すると、20年後には北海道の面積に迫るといふ予測がされております。

国では、この問題解決のため関連法案が成立し、2024年を目途に相続登記の義務化、違反した場合の過料、管理が難しくなった土地を国庫に返納できる制度を新設し、不動産の管理を強化すると報道されております。

これら国の動向を注視しながら、道路用地等の未登記の処理について相続関係者のご理解をいただけるよう粘り強く交渉し、未登記の解消に努めてまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

次に、地産地消と学校給食についてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、地産地消の観点から地元の食材を使うことは意義あることと考えております。栄養面も考慮しながら充実させていきたいと考えております。

詳細につきましては、教育長が答弁いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

石川和之教育長。

○教育長（石川和之君） 鶴岡議員のご質問にお答えします。

現在、小中学校の給食では14の業者を通し、食材を購入しております。

その中で、長柄町産の食材として、マイタケやタケノコ、みそを用いております。米につ

いては年間を通し、日吉第一水稻営農組合より購入しております。

次に、直売所等との連携を取り、町内産の野菜を利用できないかというご質問ですが、予算の限られた中、大量に状態のよいものを年間を通して購入しなければならないことを考慮しながら、給食センター運営委員会の意見を伺い、検討してまいりたいと思います。

次に、子供たちが楽しみにする、夢を与える給食の提供についてお答えします。

子供たちにとって給食は、学校生活の中でとても楽しみの時間の一つです。各校の児童・生徒から意見を吸い上げ、リクエスト献立として提供しております。今後も意見を大切に、献立を工夫してまいります。

6月14日は、千葉県地産地消献立として長柄町産のタケノコ、みそを使用します。また、昨年度は、国や県の補助事業を活用し、千葉県産の食材として和牛、イワシ、ハマチ、マダイを提供いたしました。本年度も事業がありましたら、積極的に活用していきたいと考えております。

安全・安心で栄養バランスのよい献立を工夫しながら、給食を提供してまいります。

以上、鶴岡議員への答弁といたします。

○議長（星野一成君） 5番、鶴岡喜豊議員。

○5番（鶴岡喜豊君） 一問一答で、ひとつずつお願いしたいと思います。

最初に、相続されていない土地について再質問いたします。

相続を望まない土地、されていない土地につきましては、法が2024年に改正するまで粘り強く交渉するというお話でしたけれども、令和3年度に道路改良工事が産業振興課、建設環境課等に町道1291号線をはじめ、何線かうたわれておりますけれども、これらの用地買収した土地は何筆あったのか。潰れ地の分筆、町への所有権移転は全て終了しているのか伺います。

○議長（星野一成君） 答弁願います。

内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） お答えいたします。

令和3年度予算審査のことだと思いますけれども、予算化されている工事の案件ということではよろしいかと思いますが、町道1291号線、あと2066号線、1463号線、1152号線につきましては、議員さんおっしゃるとおり産業振興課所管の農道舗装工事でございまして、新たな道路用地の買収というものはしておりません。

次に、建設環境課のほうで所管の道路改良工事ですが、町道3033号線の大庭につきまして

は22筆、町道1222号線の力丸地先については3筆、町道1036号線山之郷につきましては3筆の自治会要望による道路改良事業を行いました。この区間の土地売買契約、所有権移転は登記まで全て完了いたしております。

以上です。

○議長（星野一成君） 5番、鶴岡喜豊議員。

○5番（鶴岡喜豊君） それだったら、相続が全部終わっていて、所有権移転ができたということではよかったと思います。

それで、次に3月の常任委員会ですけれども、田中副町長より一つの土地にいろいろな権利がついている場合があり、登記が大変だと、時間がかかると答弁をいただきましたけれども、どんな権利がついているのか伺います。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） お答えいたします。

予算審査委員会での質疑の内容だと思われまますけれども、全体的な話の流れといたしましては、未登記処理を進めるための所有権移転をするに当たり、相続人間のトラブルなどにより相続財産の処分ができなく、道路用地への名義変更ができないという話だったと認識しております。

以上です。

○議長（星野一成君） 5番、鶴岡喜豊議員。

○5番（鶴岡喜豊君） それだったら、地権者のトラブルというか、相続ができないから所有権移転ができないということであって、その土地に抵当権とか地上権とか、いろいろな権利がぶら下がっていて、町に所有権移転ができない。そのため所有権移転をするため、その権利を抜くために時間がかかる、それとは違うわけですね。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） お答えいたします。

3月の予算審査委員会のお話では、相続人間のトラブルが過去からの家庭内のいろいろな関係性により、なかなか相続の処分ができないということで認識しております。

以上です。

○議長（星野一成君） 5番、鶴岡喜豊議員。

○5番（鶴岡喜豊君） それでは反対に、今そのトラブルは町としてどのように解決しているんですか。解決しない限り、いつになってもできないですよ。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） お答えいたします。

それも交渉の中で、もう全く触れてくれるなという方もいますし、時期を見て役場に回答するからという方もいらっしゃいますので、ケース・バイ・ケースということのお答えになります。

以上です。

○議長（星野一成君） 5番、鶴岡喜豊議員。

○5番（鶴岡喜豊君） 町としては待っているだけですか。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） お答えいたします。

相続関係の内容まで役場のほうで立ち入って、どうしろこうしろと言うべきものではないと認識しております。

以上です。

○議長（星野一成君） 5番、鶴岡喜豊議員。

○5番（鶴岡喜豊君） 常任委員会で、今の職員にやる気がないわけではないとか、いろいろ言われましたけれども、それこそ私の時代、家庭に入り込むべきじゃないという考えもあるかもしれませんけれども、それをやらなければ登記ができないんですよ。町の行政としての仕事ができないんですよ。

そのために、内藤さんの引継ぎでもやりましたけれども、裁判に提訴した件もありますよ。相続の分割協議をして、提訴したこともあるんです。司法書士と相談して、どのようにしたらいいか聞いて、権利書を借りて登記したこともありますよ。

それがやる気なんじゃないですか。私はそれを言いたかったんですけども。今の話だと、立ち入ったことまでできないから、見ているだけだと。それでは、いつまでたっても全然前に進まないですよ、私が思うには。

執行部が今それでいいんだと、町長の方針ができないものはできない、やっこないと、それならいいんですけどもね。私は、それが納得いかなかったんですよ。50万円に減らされ

ちゃって、年間1筆しかできないと。そういう答弁で納得いくわけないでしょう。

○議長（星野一成君） 答弁願います。

内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） お答えいたします。

それにつきましては、先般の町長の答弁のとおり粘り強く通って、相続登記がかなうように努力するとしかお答えできません。

以上です。

○議長（星野一成君） 5番、鶴岡喜豊議員。

○5番（鶴岡喜豊君） 分かりました。いつ言っても平行線だから、しょうがないと思いますけれども、私のやる気と今の町のやる気、雲泥の差があると自分で思いましたので、もう結構です。

町では当然、町の土地の名義の財産管理はしていると思いますけれども、権利の管理はしているのでしょうか。町にどんな権利があって、どこにどんな権利がついているのか、そういう権利の管理というのは把握しているのか伺います。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 普通財産の関係ですと、私のほうになるんですけれども、道路とか行政財産の関係ということでよろしいでしょうか。逆に聞き直して申し訳ない。

〔「抵当権つけてあるのか、地上権つけてあるのか、そういう権利の管理」と呼ぶ者あり〕

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

すみません、その辺、勉強不足もありまして、今、即答できない状況でございまして、もしよろしければ、また改めてお答えさせていただくということで、お願いしたいと思います。

○議長（星野一成君） 5番、鶴岡喜豊議員。

○5番（鶴岡喜豊君） それさえ、できていないじゃないですか。土地の管理、草刈り云々やるだけが財産の管理じゃないんですよ。権利、登記済証、権利書、引き継いでいないんですか。最後の10年、私、役場にいませんでしたけれども、課長同士でそういうのは引き継がないんですか。

○議長（星野一成君） 答弁願います。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 財産管理台帳の中に載っているものについて、引継ぎは間違いなく、きちんとしておりますけれども、私その詳細についての地上権だとか、そういうものがついていて、ついていない、どれだけがあるか、ないかということについての認識がないというところで、ご勘弁いただきたいということの今答弁でした。

以上です。

○議長（星野一成君） 5番、鶴岡喜豊議員。

○5番（鶴岡喜豊君） これを機会に、土地の普通財産、行政財産云々だけじゃなくて、町でどこにどういう権利がついているか、そういうのも調べ直してみたいと思いますので、よろしくお願いします。

次に、県で、それこそ道路改良するときに、相続が終わっていないと用地買収してくれなかったんですよ。要は、用地買収しないということは、工事もしてくれなかったわけなんですけれども、町は相続人が旧の所有者の名前であっても、相続が終わってなくても、売買契約を結んで道路改良工事をしちゃうのかどうか。ちゃんと相続まできちっと所有権移転まで終わらないと道路改良工事までやらないのか。県との違いがあるのかどうか、その辺お聞きします。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） お答えいたします。

今、議員さんがおっしゃられたとおり、基本的には町と県の同様の手続ということで進めております。過去においては、登記完了せずとも工事を行っていた時代もあったと聞いています。

以上です。

○議長（星野一成君） 5番、鶴岡喜豊議員。

○5番（鶴岡喜豊君） では、令和4年度からは、相続が終わらなければ道路改良工事はやらないということですね。

○議長（星野一成君） 答弁願います。

内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） お答えいたします。

議員さんのご質問に対しましては、基本的には前向きに県と同様の手続ということで進めさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（星野一成君） 5番、鶴岡喜豊議員。

○5番（鶴岡喜豊君） 県である上級官庁が相続終わっていない、所有権移転ができないもの、県の名義にできないものについては売買できないから道路改良をしないという方針で、鶺谷の入り口、分かりますよね。信号の左側が長南町に行く方、山を削って道を広げたところ、あれはそういう過程があったんですよ。

ですから、町のほうの方針を聞いているんですけども、上級官庁である県がそうやっているなら、町もそれを見習うべきじゃないんですか。今までさんざん質問があつて、厚生労働省、そういうところの法令云々を見て検討しますって話だったんですけども、道路の改良工事はどうなんですか。町は町、県は県で、県は買えなくても町は勝手勝手に道路をつくっちゃうよと、そういう方針ですか。

○議長（星野一成君） 答弁願います。

内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） お答えいたします。

何度も繰り返しのになってしまいますが、基本的には県と同様に手続を踏んで道路工事に当たりたいと考えております。

以上です。

○議長（星野一成君） 5番、鶴岡喜豊議員。

○5番（鶴岡喜豊君） 煮え切らない答弁で納得しないんですけども、いつまでたっても煮えないと思いますから、いいです。

次に、地産地消と学校給食について聞きたいと思います。

先ほど、日吉第一営農から米を購入しているとお聞きしましたけれども、これ1年分全部購入しているのでしょうか。全部、日吉第一営農の米で賄っちゃっているのでしょうか。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

川田学校教育課長。

○学校教育課長兼給食センター所長（川田 亨君） お米につきましては、全部賄っていただいております。

以上です。

○議長（星野一成君） 5番、鶴岡喜豊議員。

○5番（鶴岡喜豊君） ちなみに、金額は幾らぐらいの契約になりますか。1年分の米を買っ

て。地元の営農組合が助かるからいいことだと思うんですけども、営農組合から買って来ていいことだと思うんですけども、ちなみに幾らぐらいかな思いました。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

川田学校教育課長。

○学校教育課長兼給食センター所長（川田 亨君） 手元に資料がないので、後でお答えしたいと思います。すみません。

○議長（星野一成君） 5番、鶴岡喜豊議員。

○5番（鶴岡喜豊君） 私、野菜等を給食センターに購入しているの2業者だって聞いたんですよ。調べたというか、聞いていたら。そうしたら14業者あるということで、大変で調整が難しくなっちゃうかなと思ったんですけども、私が聞いたのは2業者だから、直売所ができて、道の駅があって、2業者で生産者のやつから店に並べない野菜等をいろいろ管理して、給食センターに回せば、それで足りない分は同じ市場から購入するなら、市場から購入して給食センターに納めればいいかなと、そういう考えだったんですけども、マイタケ、みそとか、そういういろんなものを全部14業者にお任せするわけですか。

○議長（星野一成君） 答弁願います。

川田学校教育課長。

○学校教育課長兼給食センター所長（川田 亨君） お答えいたします。

今、ご指摘ありました14の業者なんですけれども、その業者の中には、例えばパンとか、麺とか、肉とかで分かれておりますので、野菜等につきましては先ほどご指摘あった2つとご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（星野一成君） 5番、鶴岡喜豊議員。

○5番（鶴岡喜豊君） パンとか麺は、地元の農家というわけにはいかないかと思うんですけども、野菜等に関しては、また委員会等で検討していただけるという答弁をいただきましたけれども、何とか地元でつくったものを学校給食にうまく利用できればなと思うんですけども、その辺またよろしく検討のほどお願いしたいと思います。

あと、コロナ禍のためにロシアのフェンシングチーム、事前合宿等が中止になりましたけれども、今まで小学校でフェンシングの体験など交流があり、学校給食にロシアの料理を提供したと聞きましたけれども、私にも分かるような料理の説明を何回ぐらい行ったのか、できれば伺いたいと思います。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

川田学校教育課長。

○学校教育課長兼給食センター所長（川田 亨君） お答えいたします。

昨年度の1月に全国の学校給食週間というのがありまして、その中でロシアに関する料理というのを提供させていただきました。中身としましては、ピロシキ風のサンドイッチ、ピタパンと呼ばれるものです。それから、ボルシチ風のスープということで、ロシア料理ということで提供させていただいております。

あわせて、そのときに中国、アメリカ、イタリアの料理も各国の料理ということで提供させていただいております。

以上です。

○議長（星野一成君） 5番、鶴岡喜豊議員。

○5番（鶴岡喜豊君） どうもありがとうございました。

中国とかアメリカ、日本人としては、食べ慣れない料理のときに、うちの孫たちが完食の率が下がったんでしょうか。その辺よく分かりませんが、その辺はこっちに置いておいて。

次に、県内の市町村で、地元のサザエを使ったサザエのカレーとか、カツオ、シイラのフライ、キンメダイを使った豪華な給食、先ほども言いましたけれども、給食に町の予算を割当ててもいいですから、ちょっと豪華な給食を提供できるようにできないか、その辺いかがでしょうか。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

川田学校教育課長。

○学校教育課長兼給食センター所長（川田 亨君） お答えいたします。

先ほど教育長からもお話がありましたけれども、昨年度は国や県の補助事業がありまして、県内産の食材を提供することができました。和牛、それからイワシやハマチ、マダイを提供することができました。

長柄町産の食材として、どのような豪華な給食がつかれるかというご質問なんですけれども、長柄町の産物として課内でも話したんですが、マイタケ、タケノコ、イチジク、イチゴ、自然薯、ニンニク、ネギ、あとシイタケ等が候補として上がりました。この中で、やはり安全で安心で安く大量に提供できるもの等を考慮し、あと、また今年も県や国の補助事業が来ましたらば、あわせて活用できないか栄養士等と検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（星野一成君） 5番、鶴岡喜豊議員。

○5番（鶴岡喜豊君） 川田課長がそこまで考えていてくれれば、大丈夫だと思いますので、よろしくをお願いします。

最後に、予算だけじゃなくて寄附金、4月の広報にも載っていましたが、指名のない寄附金そのものについて、コロナ禍にある子供たちの献立に利用できないか、何々に使ってくれというか、そういう指定がある寄附金は駄目かもしれませんが、指定のない寄附金については子供たちのために給食で使うとか、予算だけじゃなくて、そういう寄附金のほうを利用できないか、その辺はいかがでしょうか。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

川田学校教育課長。

○学校教育課長兼給食センター所長（川田 亨君） お答えいたします。

今、寄附金のことなんですけれども、4月以降で100万円ほどであると自分は把握しております。それを全て給食に使うというわけにはいかないと思うんですけれども、また県や国の補助事業とあわせて、今後検討していければと思います。

以上です。

○議長（星野一成君） 5番、鶴岡喜豊議員。

○5番（鶴岡喜豊君） 孫たちが夕食のときに、今日はすごい豪華な給食が出たよと。じじに学校の説明をしてくれるような給食が出るような豪華な給食を待っておりますので、よろしく。これはまた、私の孫云々で公私混同ではありませんので、くれぐれも気をつけていただきたいと思います。

以上で、質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（星野一成君） 以上で鶴岡喜豊議員の質問は終わりますが、鶴岡議員、冒頭に発言されました通告した1番、2番は、議会運営委員会の指示どおり取りやめについてでございますが、通告のあった1番、2番につきましては、質問の内容が町の政策や制度等と関連がなかったことから、議会運営委員会において内容を審議し、一般質問として不適當であるため、取り下げるべきとの結論に至ったものでございます。

私からの要請に鶴岡議員も判断されまして、自らの意思で取下げをしたものであることから、不穩当と認めますので、取消しを命じさせていただきます。

ここで暫時休憩いたします。再開は1時50分からでございます。よろしくをお願いします。

休憩 午後 1時38分

再開 午後 1時50分

○議長（星野一成君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

引き続き一般質問を行います。

◇ 月 岡 清 孝 君

○議長（星野一成君） 9番、月岡清孝議員。

○9番（月岡清孝君） 9番、月岡でございます。

新型コロナウイルス感染症の治療に当たる医療従事者の皆様並びに円滑なワクチン接種事業を進めていただいている行政の皆様には、深く感謝申し上げます。1日も早いコロナウイルスの収束を願っております。

令和3年も早いもので6月になりました。この間、国内外では様々な出来事がありました。

少し前の話になるんですけども、2018年にサーフィン学校訪問プロジェクトというのが長柄中学校で開催されました。そのとき一宮町出身の大原洋人選手に講師として来ていただきました。

先日、一宮町の大会において、念願だったオリンピック日本代表の座を認めていただきました。オリンピックはどのような開催になるか分かりませんが、そのときに大原選手と交流を持った生徒は今、高校生になっておりますが、ぜひとも日の丸を背負った大原洋人選手を皆様に応援してもらいたいなと思っております。

また、3月には千葉県知事選挙が行われ、熊谷知事が誕生しました。千葉市の市長時代より個人的に交流があり、長柄町や県南地域の課題も熟知しており、これからの県政運営に期待しているところでございます。

今回は、2つの大項目で質問いたします。

まず1点目、都市農村交流センターの整備について伺います。

遊びやすい環境を整えるために、管理棟や宿泊施設の建て替え、洋式トイレへの改修が急

務と考えるか、今後の施設整備について伺います。

2点目、学校の再編について伺います。

少子化により、学校の在り方を検討せねばならないときが来たと思います。学校再編についての考えを伺います。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

清田勝利町長。

○町長（清田勝利君） 月岡議員のご質問にお答えします。

まず、1項目めの都市農村交流センター整備についてお答えします。

都市農村交流センターは、豊かな自然環境の保全と町民の余暇活動の充実、スポーツの振興、福祉の増進を図るとともに、都市と農村の交流を促進し、地域経済の活性化を資することを目的としており、開設以来、町内外から多くの方々に利用いただいている施設だと認識しております。

しかしながら、施設の多くは経年による老朽化が進んでおり、修繕が必要な箇所は指定管理者と協議し、適宜修繕を行い、最も効果的な利用ができるよう努めているところでございます。

都市農村交流センターの今後の施設整備の方向性につきましては、本年3月に策定された長柄町公共施設個別施設計画において示された施設の状況についての分析や、基本的な方向性に基づき、都市農村交流センター運営委員会の中で、施設の中長期的な在り方を検討し、進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

次に、学校再編についてのご質問でございますが、本町の子供の数の減少に伴う学校の在り方については、検討が必要だと考えております。既に、総合教育会議や教育委員会会議等で議題として取上げ、意見を交わしているところでございます。本町の実情や子供たちの現状、さらには、町民の皆様と保護者の方々のご意見等を伺いながら、議会等とも連携して慎重に進めてまいりたいと存じております。

今後は、なるべく早く長柄町小学校のあり方検討委員会（仮称）を立ち上げ、議論を深めてまいりたいと考えております。

以上、月岡議員への答弁とさせていただきます。

○議長（星野一成君） 9番、月岡清孝議員。

○9番（月岡清孝君） まず、都市農村交流センターの整備について伺います。

現在、新型コロナ感染予防のために自粛した運営となっておりますが、こちら通常の営業になりますと、一夏の観光客、利用者数は1万人を超える施設になります。千葉市、船橋市、市原市近くの都会の方々が多く利用され、利用料金が安い、また緑が多く癒やされるというよい意見を多く耳にします。私の家族も夏になりますと、昆虫ドーム、また流れるプールで遊んでおります。

また、今、様々な事業が開催されておまして、少し前ですが、ラグビーワールドカップ国際交流事業が開催され、今おられますけれども、岡部さんに協力いただいて、国際交流事業を開催させていただきました。

また、先日、公益財団法人主催で豊島区教育委員会協力により、都市部の子どもたちがバスで長柄町のほうに来て、また岡部議員に力になってもらったんですけども、太巻きずしを作って、その後うちの畑のほうに来てサツマイモの定植事業、こちらこの後、夏に草刈りに来て、それで10月に収穫体験をやるという事業になっております。このようなことも行われております。

現在、指定管理者になっているところも今年で契約が終わります。この7月、指定管理者の選定があると思いますが、老朽化の対応が悪いと応募する企業も少なくなると思います。ぜひとも運営委員会で施設整備計画をまとめていただきたいと思います。切に思います。

また、今後の施設サービスを広げるために条例の改正も必要となりますが、LED照明をつけたテニスコートの整備やドッグラン、またグランピング等いろんなサービスの拡大を検討していただければと思います。

こちらのほうは、答弁のほうは要りません。私からのご提案になります。

続きまして、学校の再編について聞きます。

新型コロナの影響により、少子化の流れが早まりました。小学校の統合を検討するときが来たと私自身は思っております。長柄町において令和9年になると、長柄小学校は生徒数九十数名、日吉小学校は六十数名になります。学年によっては、長柄町の女の子が3人の学年になるとも伺っております。

小規模、少人数、一人一人に応じたきめ細かな指導ができるよさがありますが、学校では学力や技能を身につけなければなりません。将来を生き抜くためにたくましい人間力を育んでもらいたいと思っております。どうか未来を担う子供たちのために、待たなしのときが来たと私は思っております。

清田町長より、慎重に進めてまいりたいという答弁がございましたが、私は長柄町の小学

校のあり方検討委員会（仮称）、こちらのほうを早急に立ち上げてもらい、そちらで深く慎重に皆さんで議論していただければと思います。

いま一度、教育のプロであります清田町長から思いを一言、聞きたいと思います。それで私のほうの質問は終わりにします。お願いします。

○議長（星野一成君） 清田町長、思いをとということですが、よろしいですか。

清田勝利町長。

○町長（清田勝利君） 今、月岡議員のほうから思いをとということがありまして、私も長柄町の将来、また、この国の未来ということで、本当に子供たち、若い人たちにかかる期待は大であります。そういった中で、素晴らしい教育環境をとということでもあります。

そのためには、今、議員のほうからおっしゃられたように、いわゆる小学校の義務教育としての適正規模というのは一体何なんだと。適正規模と簡単に言っても、いろんな観点があります。その辺のところを、これからいろいろ項目を挙げて、教育長をはじめ専門家の方々からいろいろご意見等をいただいております。その辺のところも視点を合わせて、できれば早めに長柄町の、特に小学校のあり方検討委員会（仮称）になりますが、立ち上げて、いわゆる子供たちへの適正な学校教育に向けての発信をしていければというふうに思っております。

期日がいつ頃ということは、今ちょっとお約束できませんが、できるだけ早いうちに、そういった形で進めてまいりたいということですのでよろしいでしょうか。頑張ってまいります。ありがとうございます。

○議長（星野一成君） 以上で月岡清孝議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は午後 2 時 10 分といたします。

休憩 午後 2 時 0 1 分

再開 午後 2 時 1 1 分

○議長（星野一成君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

引き続き一般質問を行います。

◇ 高 橋 智 恵 子 君

○議長（星野一成君） 1番、高橋智恵子議員。

○1番（高橋智恵子君） 1番、高橋智恵子でございます。

清田町長をはじめ町職員の皆様においては、コロナ禍の中、ワクチン接種やコロナ終息に向けて日々町民のためにご尽力いただき、ありがとうございます。引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議長のお許しを得ましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

1、G I G Aスクール構想、端末導入後の取組、進捗状況について。

2019年12月、文部科学省が打ち出したG I G Aスクール構想に対して、長柄町教育委員会では早々にご対応いただき、本年、児童・生徒に1台ずつの端末が用意されました。もう既に子供たちの手元に届いているとお聞きしました。改めてありがとうございます。

G I G Aスクール構想とは、児童・生徒向けの一人一台の端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化された創造性を育む教育を全国の学校現場で持続的に実現させる構想とあります。

今の時代、I C T環境なくては生活していけない時代になりました。世界的に見ても、日本はまだまだ遅れているようですが、長柄町の子供たちには、変化の激しい社会を生き抜いていってもらうためにも、この構想には期待を寄せるところであります。

しかし、私自身としましては、I C T化が必ずしも学力向上につながる、役立つとも思っておりません。従前の教師とコミュニケーションを取りながらの教科書を使った授業も、まだまだ主流になり、大切かと思っています。教科書と端末を上手に組み合わせて、長柄町の児童・生徒に合った授業を展開していただきたいという思いから、今回4点の質問をさせていただきます。

1、教職員のI C T活用能力の向上、また先々、教職員の働き方改革につなげる狙いもあるようですが、どのように取り組んでいくお考えかお聞きします。

2、G I G Aスクール構想の目的に、子供たち一人一人の個性に合わせた教育の実現とあります。具体的には、どのような教科やソフトの導入をされたか、また、利用してどのように授業を進めていくのかお聞きします。

3、端末を家庭に持ち帰って活用するのか、その場合、いろいろな制限、支障が考えられますが、どのように考えているのかお聞きします。また、もし不登校の児童・生徒がいた場

合には、将来的に活用できるように考えているのかお聞きします。

4、ICT端末の健康に及ぼす影響について、児童・生徒及び保護者への教育、啓発活動をする考えがあるかお聞きします。

大きい2番といたしまして、令和3年度長柄町の町民に対する健康への取組についてお聞きします。

高齢者保健福祉計画第8期介護保険事業計画が策定されました。今後ますます高齢化が進む中で、長柄町の実情、環境、町民の状況、ニーズなど、しっかりと自分の町の実態を把握して、必要なサービスを提供して行ってほしいと思っています。

そこで質問いたします。

1、これまでも様々なサービスを行っていますが、年々高齢者が増加する状況下で、特に今回8期で力を入れる内容や、新たな事業など町の計画に対する理念や意気込みをお聞きします。

2、現在、40歳代の団塊ジュニア世代から50歳代が高齢者になったとき、いかに健康を維持し、介護や認知機能低下を防げるか、若い世代に対する取組としての政策をお聞きします。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

清田勝利町長。

○町長（清田勝利君） 高橋議員のご質問にお答えします。

本町でもGIGAスクール構想に基づき、令和2年度に小中学校の児童・生徒に、一人一台のタブレット型パソコンの整備を行いました。接続状況、設定状況の確認が済み、ようやく授業で用いられるようになりました。

今後は教職員の技能を高め、授業の中で効果的に活用できるよう検討してまいります。それと同時に、教職員の働き方改革の面からも、どんなことができるか併せて検討してまいります。

詳細につきましては、後ほど教育長から答弁いたします。

次に、2項目めの令和3年度長柄町の町民に対する健康への取組についてお答えします。

1点目の高齢者保健福祉計画第8期介護保険事業計画における新たな試みや重点施策についてお答えします。

第7期介護保険事業計画では、住み慣れた地域で自分らしい生活ができるよう、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を推進し、住民主体で参加しやすく、地域に根差した介護

予防活動の推進を図ってまいりました。

第8期においても、引き続き高齢者の社会参加の推進を図り、運動機能の維持と認知症リスクの低下を図ってまいります。加えて、近年増加しています独居や高齢者のみの世帯、障害者等を対象とした住民相互のボランティア人材を養成し、地域共生社会の実現に向けた取組を推進してまいります。

2点目のいかに健康を維持し、介護や認知機能低下を防げるか、若い世代に対する取組についてお答えします。

介護や認知機能低下の防止には、各教室への参加や運動により、現状維持または向上が図られていることが、介護予防教室の5年間の実績により分かってまいりました。多くの方に参加いただけるよう推進するとともに、推進員の育成も踏まえ対応してまいりたいと存じます。

また、健康ポイント事業におけるウォーキングは、今年度からスマートフォンのアプリを活用し、さらなる利便性の向上を図ったことから、若い世代の方にも参加しやすくなっており、さらなる周知を図ってまいりたいと存じますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上で、高橋議員の一般質問に対して私からの1回目の答弁とさせていただきます。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

石川和之教育長。

○教育長（石川和之君） 高橋議員のご質問にお答えします。

初めに、1項目めの1点目につきましてお答えいたします。

国のGIGAスクール構想に基づき、本町でも一人一台タブレット型パソコンの整備を行いました。その機器の活用にあたり、子供たちを指導する教職員の力量を高めていく必要があります。そのために、県教育委員会が主催する研修会に参加したり、町のICT支援員を活用しての校内研修を実施したりして技能を高めております。

働き方改革につなげる内容としては、端末を授業で活用する際に、どの教科の、どの単元で、どのように活用すると成果が上がるのか検討していきます。あわせて、児童・生徒の学習の状況をタブレットを通して把握したり、意見を集約したりし、働き方改革につなげていきたいと思っております。

次に、2点目についてお答えします。

導入したソフトは授業支援ソフトとして、ベネッセ社のミライシードを導入しました。ド

リアル形式の学習を中心とした総合的なソフトになります。近隣の多くの市町村でも取り入れております。

教科は小学校で、国語、社会、算数、理科、中学校で国語、社会、数学、理科、英語です。また、調べ学習にて活用するQRコードリーダー、個人情報を守るためのセキュリティーソフトも導入しています。接続、設定も済み、5月下旬より各校にて授業での使用が始まりました。

始まったばかりですが、今後は調べ学習や電子黒板とリンクさせた授業展開等を実施していく予定です。

次に、3点目の家庭への持ち帰りですが、まずは子供たちが学校で使いこなせるようにすることが肝要だと考えます。今後、長期の休校が余儀なくされるような場合に備え、校外に持ち出しをする際の学習用タブレット端末等取扱要綱を制定しました。また、家庭で使用する際の注意事項として、一人一台タブレットご利用の手引きを作成し配付する予定です。

5月には各家庭のインターネット環境調査を実施し、家庭環境がある程度把握できましたので、今後の参考にしていきたいと思っております。

不登校の児童・生徒用の活用につきましては、該当児童・生徒及び保護者の意向を確認した上で、どの程度まで対応できるのかを検証し、サポートしていければと考えております。

次に、4点目のICT端末の健康に及ぼす影響については、国や県からも利用する児童・生徒、保護者に周知するように示されています。

具体的な項目としては5項目あります。

1、姿勢をよくして、目から30センチメートル以上離す。2、30分に1回は目を離し、20秒以上遠くを見る。3、寝る前は使わない（1時間前）。4、自分の目を大切にする（時間を決めて遠くを見る、目が乾かないようにまばたきをする）。5、ルールを守って使う（勉強に関係のないことに使わない、ルールを守り使うなど）。

本町でも、使用に当たっての文書を作成し、配付するようにしました。保健体育の授業でも指導をしますが、機会を捉え、児童・生徒に話をするとともに、保護者も啓発していきたいと考えております。

以上、高橋議員への答弁といたします。

○議長（星野一成君） 1番、高橋智恵子議員。

○1番（高橋智恵子君） 今回のGIGAスクール構想端末導入については、コロナの影響もあって前倒しになったということで、学校の教育委員会のほうも対応は大変だったと思いま

す。

1番の教職員の働き方改革については、以前より、いろいろ話題に上っており、本町でもいろいろ取り組んでいるかと思しますので、引き続き2番の授業での使い方と一緒に、どうぞよろしくお願いいたします。

やはり授業の中で、端末を利用していくというのは大変なことだと思います。以前、視察で他の市でも、早々に取り入れて授業を行っているところを視察した機会がありました。教科書を使ってできない視点から授業を行っていて、生徒たちも大変楽しく授業していたように記憶をしています。

しかし、その反面、時間を有してしまって、普通の教科書の授業よりもかなり進みが遅いかなというようなことも感じ取れましたので、いろいろないところ、悪い面があると思いますけれども、端末のよいところを利用して、児童・生徒の個性や創造力が培われていくように利用していただければ、価値が出てくるのではないかと思います。

また、例えば人の前で、会話として自分の意見とか考えを上手に表現できないような子の場合も、こういった端末を使ってできることが得意な子もいるということをお聞きしましたので、そういう点でも利用していただければいいかと思っています。

3番の端末を家庭に持ち帰っていくということですが、やはり家庭での環境整備ということが一番問題になってくるかと思しますし、お聞きしたところだと、ほとんどのご家庭には環境が整っているということではありますので、今後その辺の整備が整ってから考えていただければというふうに思います。

4番の健康についてですが、これはICT化が健康に及ぼす害については、子供たちばかりでなく、大人にとっても同じ影響があるんですけれども、例えば依存症だったり、ブルーライトによる体内時計の狂いとか、不眠だったり鬱病を併発したり、目の疲れ、頭痛、あと生活習慣の乱れから睡眠不足になったり、人とのコミュニケーション不足、そういうことが、大人にしても子供にしても影響があるというのは多くの方が分かっていると思います。

今、学校のほうで、県のほうからも指摘があって行うようなことを言っていました、それを聞いた限りだと、かなり目についての予防というか、周知の内容だったかと思します。確かに、私も特に視力の低下が気になっていて、全国的にも視力1.0未満の子供が最近大変増えているというふうに聞いています。恐らく長柄町も例外ではないかと思しますが、ここ何年か、子供たちの視力の低下についてはどのようになっているでしょうか。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

川田学校教育課長。

○学校教育課長兼給食センター所長（川田 亨君） 具体的な数字は、ちょっと手元に今ないんですけども、自分の感覚としてはやはり視力の悪い子が増えてきているように感じます。

それから、だんだんと低年齢化というか、小学生の下の学年というんですか。小さい子のほうに来ているように自分としては感じます。

○議長（星野一成君） 1番、高橋智恵子議員。

○1番（高橋智恵子君） 確かに視力の低下が低年齢化しているように思います。

もう一つ、私もふだん気になっているのがやっぱり姿勢のことです。学校の式典に何回か入学式とか卒業式に呼ばれて行ったときに、来賓は側面から子供たちの姿を見ることになるので、以前からすごく姿勢の悪い子が目についていました。

学校のほうにも、例えば小学校の高学年とか一番身長が伸びる時期に、学校の教室の机とか椅子の調節をうまくやってほしいということを先生にお伝えしたこともあります。その後もやってくださっていると思うんですけども、大人になってからなかなか姿勢の悪さって直らないと思うんですね。子供のうちから、再三しつこいぐらいに言わないと、それがいざ腰痛とか頭痛、首の痛みとか、そういうことが出てくるかと思imasuので、それも併せて注意していただけたらと思います。

近年、学校教育の中に、例えば保健体育のときに授業の中に薬の教育だったり、本吉議員のおっしゃっていた本年度がんの教育とかが入ってくるように、学校の教育の中にも健康についての話題が入ってくるようになりました。アルコールとか薬物依存の薬物乱用防止教室とかもやっているかと思うので、それと併せてICT環境の健康に及ぼす害の教室とかも、引き続きやっていただけたらと思います。よろしく願いいたします。

続きまして、2の長柄町の健康に対する取組についてです。

やはり働き盛りの世代というのは、健康に対する意識が低いのが事実だと思います。30代とか40代とか、50歳代からの生活習慣病予防は、その後、高齢者になってからの病気予防にもつながっていくと思っています。そのために、健康に関心を持つような授業が必要だと思いますが、例えば今、高齢者が行っているポイント事業を若い人にもやっていくようなお考えはあるのでしょうか。

○議長（星野一成君） 答弁を願います。

若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長（若菜聖史君） お答えいたします。

現在、町長の答弁にもございましたけれども、若い世代に対しましてはウォーキング事業ということで、40歳を超える方々から対象とさせていただいておるところでございます。

一方で、介護教室等の各教室利用者については、いわゆる65歳以上の方々ということで、なかなかこの件については、日中に日頃活動するというところで、若い方の参加はなかなか望めないのかなというふうに考えるところでございますけれども、そういった教室の参加については、それこそ仕事がある時間帯での開催になりますので、若い世代の方々にご参加いただけるような状況にないというふうに考えております。

以上です。

○議長（星野一成君） 1番、高橋智恵子議員。

○1番（高橋智恵子君） ありがとうございます。

例えば一つの案といたしましては、ふだんお仕事とかで日中、いろいろなそういった教室とかに通えないのは仕方ないと思うんですが、少しでも健康に関心を持っていただくような場面としましては、近隣ですと、去年はコロナ禍の中で行ってはいませんでしたけれども、例えば産業まつりだったり、文化祭とか町民市民がたくさん集まるような場所で、薬剤師会の有志で簡単な健康チェックとか、健康相談を行っています。

そういった団体とかを利用して、たくさんの町民が集まるようなときにも少しパンフレットを配ったりとか、健康に関心を持っていくような事業、そういうものも考えていただければと思います。

いずれにしましても、長柄町は独居とか高齢者だけで住んでいる家庭が、全国の数字から見ても多いように感じますので、今後とも、そういう方々の社会参加とか支援をしていただきながら、町民のための健康を守っていただければと思います。

以上、質問を終わります。

○議長（星野一成君） 以上で高橋智恵子議員の質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（星野一成君） 本日の日程は全て終了いたしました。

なお、明日11日は午前10時に開会いたしますので、ご参集ください。

本日はこれにて散会といたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時35分

令和3年長柄町議会第2回定例会会議録

議事日程(第2号)

令和3年6月11日(金曜日)午前10時開議

- 日程第 1 諸般の報告(議長の報告)
- 日程第 2 報告第 1号 令和2年度長柄町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 3 報告第 2号 令和2年度長柄町一般会計事故繰越し繰越計算書について
- 日程第 4 承認第 1号 専決処分の承認について(長柄町税条例等の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第 5 議案第 1号 長柄町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 2号 長柄町町営住宅設置管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 3号 財産の取得について
- 日程第 8 議案第 4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 9 議案第 5号 令和3年度長柄町一般会計補正予算(第1号)
議案第 6号 令和3年度長柄町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第10 同意第 1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第11 同意第 2号 長柄町農業委員会委員の任命に係る認定農業者過半数要件の例外適用の同意について
- 日程第12 同意第 3号 長柄町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
同意第 4号 長柄町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
同意第 5号 長柄町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
同意第 6号 長柄町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
同意第 7号 長柄町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
同意第 8号 長柄町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
同意第 9号 長柄町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第13 請願第 1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願

請願第 2 号 「国における 2022 年度教育予算拡充に関する意見書」採択に
関する請願

追加日程第 1 発議案第 1 号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書

追加日程第 2 発議案第 2 号 国における 2022 年度教育予算拡充に関する意見書

出席議員（11名）

1 番	高橋 智恵子 君	2 番	岡部 弘安 君
3 番	柴田 孝 君	5 番	鶴岡 喜豊 君
6 番	池沢 俊雄 君	7 番	三枝 新一 君
8 番	本吉 敏子 君	9 番	月岡 清孝 君
10 番	古坂 勇人 君	11 番	山崎 悦功 君
12 番	星野 一成 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	清田 勝利 君	副町長	田中 武典 君
総務課長	石井 正信 君	企画財政課長	白井 浩 君
税務住民課長	森田 孝一 君	健康福祉課長	若菜 聖史 君
建設環境課長	内藤 文雄 君	産業振興課長	小泉 義彦 君
会計管理者	石井 和子 君	教育長	石川 和之 君
学校教育課長 兼給食センター所長	川田 亨 君	生涯学習課長 兼公民館長	松本 昌久 君
選挙管理委員会 書記長	石井 正信 君	農業委員会 事務局長	小泉 義彦 君

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	山越 康弘	議会書記	貝塚 匡
議会書記	那須 悠太		

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（星野一成君） 皆さん、おはようございます。

本日はお忙しい中、お集まりいただきご苦労さまです。

ただいまの出席議員は11名全員であります。

地方自治法第113条の規定により、定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（星野一成君） 日程第1、諸般の報告を行います。

議長から報告いたします。

本日の議事日程については、印刷してお配りしてあるとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

◎報告第1号の上程、説明

○議長（星野一成君） 日程第2、報告第1号 令和2年度長柄町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清田勝利町長。

○町長（清田勝利君） 報告第1号 令和2年度長柄町一般会計繰越明許費繰越計算書についてご報告申し上げます。

地方自治法第213条第1項の規定により、本年3月2日の議会定例会におきまして、繰越明許費の議決をいただきました。一昨年の台風大雨被害に伴う災害復旧事業ほか11件について、同法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書を調製し、これを報告するものであ

ります。

なお、詳細につきましては、企画財政課長に補足説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（星野一成君） 補足説明を求めます。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 報告第1号 令和2年度長柄町一般会計繰越明許費繰越計算書につきまして、補足説明を申し上げます。

事業名と翌年度繰越額のための説明とさせていただきます。

それでは、繰越計算書をご覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、地方創生臨時交付金事業、翌年度繰越額5,962万5,000円。

4款衛生費、1項保健衛生費、新型コロナウイルス感染症予防接種事業、翌年度繰越額5,029万3,000円。

5款農林水産業費、2項林業費、林地崩壊防止事業、翌年度繰越額3,959万9,000円。

7款土木費、1項土木管理費、地籍調査事業、翌年度繰越額398万2,000円。

2項道路橋梁費、橋梁長寿命化修繕事業、翌年度繰越額462万円。要望路線改良事業、翌年度繰越額445万7,000円。

次のページをお願いいたします。

町道3033号線道路改良事業、翌年度繰越額1億1,047万円。茂原長柄S I Cアクセス道路整備負担事業、翌年度繰越額425万8,000円。S I C周辺整備町道1457号線道路改良事業、翌年度繰越額3,102万8,000円。

9款教育費、4項社会教育費、公民館建設事業、翌年度繰越額3,945万円。

10款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、道路橋梁災害復旧事業、翌年度繰越額1億4,645万5,000円。

3項文教施設災害復旧費、長柄小学校グラウンド法面災害復旧事業、翌年度繰越額530万円。

計12事業を繰り越し、主な理由といたしましては、新型コロナウイルスの感染拡大及び災害復旧事業の集中による事業者の不足、国の補助事業への対応などにより不測の日数を要したことによるものでございます。

以上、繰越明許費繰越計算書の補足説明といたします。よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（星野一成君） 以上で報告を終わります。

◎報告第2号の上程、説明

○議長（星野一成君） 日程第3、報告第2号 令和2年度長柄町一般会計事故繰越し繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清田勝利町長。

○町長（清田勝利君） 報告第2号 令和2年度長柄町一般会計事故繰越し繰越計算書についてご報告申し上げます。

一昨年の台風・大雨被害に伴う災害復旧事業4件について、地方自治法第220条第3項及び長柄町財務規則第25条第2項の規定により繰越計算書を調製し、これを報告するものであります。

なお、詳細につきましては、企画財政課長に補足説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（星野一成君） 補足説明を求めます。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 報告第2号 令和2年度長柄町一般会計事故繰越し繰越計算書につきまして、補足説明を申し上げます。

事業名と翌年度繰越額のみ説明とさせていただきます。

それでは、繰越計算書をご覧いただきたいと思います。

5款農林水産業費、2項林業費、林地崩壊防止事業、翌年度繰越額4,768万5,000円。

7款土木費、1項土木管理費、災害関連地域防災崖崩れ対策事業、翌年度繰越額2,751万8,000円。

9款教育費、4項社会教育費、文化財保存整備事業、翌年度繰越額214万4,000円。

10款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、道路橋梁災害復旧事業、翌年度繰越額2,560万5,000円。

計4事業の繰越しを調製し、主な理由といたしましては、災害復旧事業の集中による事業者の不足、国の補助事業への対応などにより、不測の日数を要したことによるものでございます。

以上、事故繰越し繰越し計算書の補足説明といたします。よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（星野一成君） 以上で報告を終わります。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（星野一成君） 日程第4、承認第1号 専決処分の承認について（長柄町税条例等の一部を改正する条例の制定について）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

清田勝利町長。

○町長（清田勝利君） 承認第1号 長柄町税条例等の一部を改正する条例を、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしましたので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものであります。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が令和3年3月31日に公布されたことに伴い、長柄町税条例について一部を改正する条例を制定し、同日付で専決処分をしたものであります。

主な改正点は、固定資産税の税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置き、個人住民税では住宅ローン控除期間の特例期間延長、軽自動車税では環境性能割の1%分軽減を令和3年12月まで9か月間の延長であります。

詳細につきましては、税務住民課長に補足説明をさせますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星野一成君） 補足説明を求めます。

森田税務住民課長。

○税務住民課長（森田孝一君） 承認第1号の長柄町税条例等の一部を改正する条例の制定につきまして、附属資料1の新旧対照表に基づき、主な改正点についてご説明申し上げます。

今回の条例改正は、第1条及び第2条による改正となります。

1ページ目をお願いいたします。

第24条第2項については、個人の町民税の非課税の範囲で、均等割の非課税限度額における国外居住親族の取扱いの見直しに伴い、留学生や障害者、38万円以上の仕送りを受けた者を除いた30歳以上70歳未満の成人について、扶養控除の対象外とする法律改正に合わせ見直

しするものでございます。施行日は令和6年1月1日で、令和6年度分以後の個人住民税から適用となります。

第36条の3の2第4項、2ページ目の第36条の3の3第4項については、給与所得者及び公的年金等受給者の扶養親族申告書の電子提出に係る税務署長の承認を廃止し、電子的に送付できる体制を有している要件を満たす場合は、電磁的方法で提出できるよう改めるものでございます。

第36条の3の3第1項については、非課税限度額等における国外居住親族の取扱いの見直しでございます。

3ページになります。

第53条の8については、特別徴収税額で、退職所得申告書の定義に係る規定の整備をするものでございます。

第53条の9については、退職所得申告書で、電子提出に係る税務署長の承認の廃止に伴い、電磁的方法での提出ができるよう、第3項、第4項を追加するものでございます。

4ページになります。

第81条の4については、環境性能割の税率で、軽減対象者の割合を現行と同水準としつつ、燃費基準を2020年度から2030年度に見直すこととする法律改正に合わせ、読替規定の対象を追加するものでございます。

附則第5条につきましては、個人の町民税の所得割の非課税の範囲等で、所得割の非課税限度額における国外居住親族の取扱いの見直しでございます。

5ページになります。

附則第6条につきましては、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例、通称セルフメディケーション税制で、特例の対象となる医薬品の範囲に係る適用期限を5年延長する改正になります。施行日は令和4年1月1日で、令和5年度分以後の個人町民税について適用になります。

附則第10条の2につきましては、法附則第15条第2項第1号の条例で定める割合、通称わがまち特例についての規定で、法律改正に合わせて項ずれによる改正でございます。

6ページの下段になります。

左側の現行第13項を法附則第64条に統合する改正に合わせ、7ページの第16項に統合し、第4項を新たに浸水被害対策のために整備される雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例措置とする規定に改めるものでございます。

次に、附則第11条及び第11条の2については、法律改正に合わせて、固定資産税の特例に関する用語の意義、土地の価格の特例について、年度の改正になります。

8ページになります。

附則第12条、11ページの附則第13条につきましては、法律改正に合わせて、宅地等納期について令和3年度から5年度まで、現行の負担調整措置の仕組みを継続する改正になります。また、新型コロナウイルス感染症による納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度に限り、前年度の税額に据え置くこととする措置を講ずるものでございます。

12ページになります。

附則第15条、特別土地保有税の課税の特例につきましては、法律改正に合わせ年度の改正になります。

12ページ下段になります。

附則第15条の2につきましては、軽自動車税の環境性能割の非課税で、税率を1%分軽減する特例措置期間を9か月間延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とする改正となります。

13ページになります。

附則第15条の2の2については、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収で、法律改正に合わせて読替規定を対象に追加するものでございます。

附則第16条につきましては、軽自動車税の種別割の税率の特例で、グリーン化特例のうち、50%軽減及び25%軽減の対象を営業用自動車に限定した上で、特例期限を2年間延長する規定を、第6項以降に追加するものでございます。

17ページになります。

附則第16条の2については、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例で、法律改正に合わせて前条の項の追加による改正となります。

附則第22条については、東日本大震災に係る固定資産税の特例を受けようとする者がすべき申告等で、法律改正に合わせて令和8年度までとする改正とするものです。

附則第26条第2項については、新型コロナウイルス感染症に係る住宅借入金等特別税額控除の特例で、経済対策として所得税における控除期間13年間の措置を、令和4年末までの入居の方に延長し、所得税から控除し切れない額を個人住民税から控除できる規定の追加する改正を行うものです。

第2条による条例改正は、令和2年の議会で可決されました条例改正を新たに改正するも

のでございます。この改正につきましては、項ずれによる改正が主なものとなっております。

今回の条例改正は令和3年4月1日から施行となります。附則第1条第1号から第4号に掲げる規定につきましては、それぞれ各号に定める日から施行するものでございます。

このほかに、読替規定の追加、項ずれによる改正、文言の修正等がございます。

以上、補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（星野一成君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔発言する者なし〕

○議長（星野一成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

承認第1号 専決処分の承認について（長柄町税条例等の一部を改正する条例の制定について）を、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（星野一成君） 挙手全員。

よって、承認第1号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（星野一成君） 日程第5、議案第1号 長柄町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清田勝利町長。

○町長（清田勝利君） 議案第1号 長柄町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に係る傷病手当金の支給に

関し、新型コロナウイルス感染症を定義している新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部が改正されたことに伴い、条例の改正を行うものであります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星野一成君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第1号 長柄町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（星野一成君） 挙手全員。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（星野一成君） 日程第6、議案第2号 長柄町町営住宅設置管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清田勝利町長。

○町長（清田勝利君） 議案第2号 長柄町町営住宅設置管理条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

本改正案は、町営住宅の入居資格の緩和を図るもので、現行条例では同居親族についての要件が定められておりますが、近年の入居率低下の状況や、本年3月に策定された人口ビジョン・総合戦略において課題としていることから、移住定住対策として積極的に取り組むため、同居要件を廃止し、入居要件の緩和を行うものです。

詳細につきましては、建設環境課長に補足説明させますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（星野一成君） 補足説明を求めます。

内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） 議案第2号 長柄町町営住宅設置管理条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明を申し上げます。

町営住宅の入居率は年々低下傾向でございまして、空き家の増加による各種課題点も生じてきているところでございます。また、3月の長柄町人口ビジョンでの課題づけを受けまして、先進地への調査なども行いましたところ、大きな問題点も発生していないということでございましたので、本町においても、移住定住者のニーズに応じた入居資格の緩和を行い、単身での入居を可能にするための改正を行うものです。

お手元の新旧対照表の1ページをご覧ください。

第6条第1項第1号を削除し、2号から5号を繰り上げ、併せて参照している第6条第1項、第7条、第31条及び第52条の2において、適用条文を改めるものでございます。

以上、補足説明といたします。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（星野一成君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。

6番、池沢俊雄議員。

○6番（池沢俊雄君） 6番、池沢でございます。ちょっと質問させていただきます。

この改正は、単身者の入居を可能にするということで、第1号をカットするわけでございますけれども、この単身者の入居はよろしいんですけれども、定住移住ということで考えますと、所得制限がかなりやっぱり定住移住者、居住者ですね。入居者の阻害をしているということがあると思いますけれども、所得制限は今回は全く触らないで改正をするという考えですか。

もうちょっと町のほうとしては、所得制限も何とかしないと入居資格を緩和できないということがあると思うんですけれども、その辺はどうお考えですか。

○議長（星野一成君） 答弁を求めます。

内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） お答えいたします。

収入の制限でございますが、これは、公営住宅法に定められております限度額いっぱいまで、平成27年度か28年度に限度額を引き上げておりまして、もうこれ以上できない状況でございますので、今回は単身の入居を可能にするという要件を取り払うものでございます。

以上でございます。

○議長（星野一成君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第2号 長柄町町営住宅設置管理条例の一部を改正する条例の制定についてを、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（星野一成君） 挙手多数。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（星野一成君） 日程第7、議案第3号 財産の取得についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清田勝利町長。

○町長（清田勝利君） 議案第3号 財産の取得について、提案理由をご説明申し上げます。

まず、取得する財産及び数量でございますが、電子黒板21台でございます。

次に、取得の目的でございますが、文部科学省のGIGAスクール構想に基づき、児童・生徒1人1台端末等のICT環境を整備し活用するに当たり、円滑な授業をサポートし、教育の効果を上げようとするものであります。

購入の実施に当たり、去る6月3日に指名競争入札を執行したところ、1,101万6,500円で千葉市中央区問屋町1番35号、株式会社大崎コンピュータエンジニアリング千葉支店支店長

堀裕二氏が落札し、6月7日に仮契約を締結いたしました。なお、金額については、令和2年度繰越事業の地方創生臨時交付金にて対応させていただく予定であることを申し添えます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（星野一成君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。

6番、池沢俊雄議員。

○6番（池沢俊雄君） すみません、質問させていただきます。

この財産の取得そのものは別に問題が私、ないんですけれども、この電子黒板を導入した場合に、GIGAスクール構想にどのように役立つのか、ちょっとその辺を説明いただきたいと思います。

○議長（星野一成君） 答弁を求めます。

川田学校教育課長。

○学校教育課長兼給食センター所長（川田 亨君） お答えいたします。

既存の電子黒板では、子供たち一人一人のタブレットに書かれた子供たちの考えを直接映すことができません。新しい、今回発注しました電子黒板だと、それぞれの子供たちのタブレットとリンクしておりますので、そのままそれを画面に映し、また、集計することも可能となっております。ですので、広く子供たちの考えを学級全体に伝えたり、集計しやすい状況となっております。

以上でございます。

○議長（星野一成君） 6番、池沢俊雄議員。

○6番（池沢俊雄君） はい、納得しました。有効な活用をひとつお願い申し上げます。

○議長（星野一成君） ほかに質疑はありませんか。

7番、三枝新一議員。

○7番（三枝新一君） 三枝でございます。

今の黒板の件なんですけど、5月に議運の委員会があったときに、総務課長のほうから若干のお話がございますので、それで、そのときに私、疑問に思ったのが、内容が、小中学校で何か黒板の大きさが違うというようなお話を伺ったんですが、ちょっとその理由をお聞きします。

○議長（星野一成君） 答弁を求めます。

川田学校教育課長。

○学校教育課長兼給食センター所長（川田 亨君） お答えいたします。

今ご指摘ありましたとおりでございますけれども、小学校につきましては、若干中学校に比べますとサイズが小さくなっております。中学校のほうがどうして大きいかといいますと教室のサイズが違いますので、やはり全体見やすくするために、中学校で購入するものについてはサイズが大きくなっております。

以上でございます。

○議長（星野一成君） 7番、三枝新一議員。

○7番（三枝新一君） すみません、単純な質問で申し訳ないんですけども、性能は全く同じという考え方でよろしいですね。

○議長（星野一成君） 答弁を求めます。

川田学校教育課長。

○学校教育課長兼給食センター所長（川田 亨君） 基本的には同じだと考えております。

○議長（星野一成君） 7番、三枝新一議員。

○7番（三枝新一君） ありがとうございます。

○議長（星野一成君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第3号 財産の取得についてを、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（星野一成君） 挙手全員。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（星野一成君） 日程第8、議案第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めること
についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清田勝利町長。

○町長（清田勝利君） 議案第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、
提案理由のご説明を申し上げます。

現在、委員であります石井武氏が、令和3年9月30日をもって任期満了となることから、
その後任として、長柄町鶯谷741番地、與川比佐子氏を推薦するものであります。

與川氏は、幼稚園教諭として5年間勤務された後、結婚、子育てを経て、高齢者介護施設
や茂原市社会福祉協議会などで介護職員として勤務され、広く社会の実情に精通し、人格、
識見共優れた方であります。

よって、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、法務大臣に推薦するに当たり、議
会の意見を求めるものであります。

よろしく願いいたします。

○議長（星野一成君） 本案につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思
います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 異議なしと認めます。

この採決は挙手によって行います。

議案第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを、原案のとおり可決
することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（星野一成君） 挙手全員。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号、議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（星野一成君） 日程第9、議案第5号 令和3年度長柄町一般会計補正予算（第1
号）、議案第6号 令和3年度長柄町介護保険特別会計補正予算（第1号）、いずれも補正

予算ですので、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清田勝利町長。

○町長（清田勝利君） 議案第5号 令和3年度長柄町一般会計補正予算（第1号）、議案第6号 令和3年度長柄町介護保険特別会計補正予算（第1号）の提案理由をご説明申し上げます。

初めに、一般会計ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,275万3,000円を追加し、補正後の予算総額を49億9,375万3,000円とするものであります。

内容といたしましては、東京オリンピック事前キャンプのコロナウイルス感染症対策に係る経費や、長柄山地区における宅地裏山の小規模治山緊急工事など、予算を計上するものであります。

次に、介護保険特別会計ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ25万3,000円を追加し、補正後の予算総額を7億6,905万3,000円とするものであります。

内容といたしましては、本年8月の介護報酬改定等に伴うシステム改修費を予算計上するものであります。また、この経費に係る財源として、事業費の5割が国庫補助金で充当されることとなっております。

以上で説明を終わりますが、一般会計の詳細につきましては、企画財政課長に補足説明させていただきますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（星野一成君） 補足説明を求めます。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 議案第5号 長柄町一般会計補正予算（第1号）につきまして、補足説明を申し上げます。

歳出の内容からご説明をいたします。

補正予算書の14ページ、15ページをお願いいたします。

初めに、2款1項7目企画費、12節委託料、東京オリンピックトライアスロン等事前キャンプ受入業務748万3,000円の増は、東京オリンピックに参加予定のフランストライアスロンチームをはじめとする5か国が、リソルの森での事前キャンプを行うためのコロナウイルス対策費について予算化するものでございます。

続きまして、10目無線共聴施設保守管理事業費、14節工事請負費、電柱移設に伴う電線施設移設工事276万1,000円の増は、県道刑部バイパス事業に伴う町道の接続部、それから、町

道3033号線道路改良事業に伴う電線施設の移設工事費となります。

次に、3款1項7目介護保険費、27節繰出金12万7,000円の増は、システム改修に伴う介護保険特別会計への繰出金でございます。

続きまして、2項2目児童措置費、子育て世帯生活支援特別給付金事業は、コロナウイルスによる経済的な影響を緩和するため、低所得の子育て世帯に対しまして、1人当たり特別給付金5万円を給付するもので、需用費や委託料といった事務費と給付金を合わせまして391万9,000円を計上してございます。

次に、3項1目災害救助費、14節工事請負費59万4,000円の増は、一昨年の台風・大雨災害によりまして半壊した住家1軒の応急修理工事費でございます。なお、本事業は県の補助事業を活用しており、対象工事分を町が発注するという形になっております。

次の、16ページ、17ページをお願いいたします。

5款1項3目農業振興費、18節農林業等振興事業補助金475万3,000円の増は、経営規模拡大に取り組む水稻農家がコンバインの購入を予定しておりまして、町が50%の補助を行うものでございます。

次に、2項2目小規模治山緊急整備事業1,282万9,000円の増は、一昨年の台風・大雨災害により、宅地裏山が崩落した長柄山1件の測量設計業務及び対策工事に係る経費を計上するものでございます。

続きまして、7款2項1目道路維持費、橋梁長寿命化修繕事業250万円の増、2目道路新設改良費、町道3033号線道路改良事業880万円の減、同じくS I C周辺整備町道1457号線道路改良事業630万円の増は、国庫補助金の交付内示に伴う事業費の増減を行うものでございます。

次に、9款2項1目小学校費、学校管理費19万1,000円の増は、G I G Aスクール構想に伴うタブレット使用に係るインターネット回線利用料と、プロバイダー使用料を予算化するものでございます。

次の、18ページ、19ページ、お願いいたします。

9款3項1目中学校費、学校管理費9万6,000円の増につきましても、G I G Aスクール構想に伴うインターネット回線利用料とプロバイダー使用料でございます。

以上が歳出の説明でございました。

続きまして歳入をご説明いたします。

ページ戻りまして10ページ、11ページをお願いいたします。

14款2項1目農林水産業施設分担金、小規模治山緊急整備事業受益者分担金427万6,000円の増は、長柄山地区におけます宅地裏山の対策工事に係る受益者負担金でございます。

16款2項1目民生費国庫補助金、子育て世帯生活支援特別給付金事務費補助金41万8,000円、同じく、子育て世帯生活支援特別給付金事業費補助金350万円の増は、コロナウイルスの感染拡大に伴う経済対策といたしまして、低所得の子育て世帯に臨時特別給付金を給付するもので、事業費の全てが国庫補助金となっております。

次に、5目土木費国庫補助金、1節社会資本整備総合交付金、町道3033号線道路改良事業629万4,000円の減、S I C周辺整備町道1457号線道路改良事業439万6,000円の増は、国庫補助金の交付内示に伴う増減でございます。

続きまして、2節通常補助金、道路メンテナンス補助金110万円の増につきましても、橋梁長寿命化修繕事業におけます国庫補助金の交付内示に伴う増でございます。

次に、17款1項2目民生費県負担金、災害救助費負担金59万4,000円の増は、一昨年の台風・大雨災害によりまして半壊した住家1軒の応急復旧に係る県負担金でございます。

続きまして、2項1目総務費県補助金、県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策交付金748万3,000円の増は、リソルの森で実施する東京オリンピックの事前キャンプのうち、新型コロナウイルス対策費について予算化を図るものでございます。

次に、4目農林水産業費県補助金、小規模治山緊急整備事業補助金400万円の増は、長柄山地区の治山事業に係る県補助金でございます。

次の、12ページ、13ページをお願いいたします。

21款1項1目繰越金1,196万6,000円の増は、今回補正の財源不足分に前年度の繰越金を充当するものでございます。

続きまして、22款3項2目雑入、総務課所管雑入191万4,000円の増は、町道3033号線道路改良事業に伴う地上デジタル放送受信対策施設の移設費負担金です。本事業は、国の補助事業を活用しておりまして、道路改良工事を行う建設環境課から、施設の管理者である総務課へ負担金を納めるという形を取っております。

最後に、23款1項3目土木債、公共事業等債60万円の減は、建設環境課所管の橋梁長寿命化修繕事業、町道3033号線道路改良事業、S I C周辺整備町道1457号線道路改良事業の3事業に係る国庫補助金の交付内示に伴う地方債の減額分となります。

歳入の説明は以上です。

併せて地方債補正を行いますので、4ページ、5ページをご覧ください。

公共事業等債を7,690万円から60万円減額し、7,630万円に変更いたします。起債の方法、利率、償還の方法は従前と変更ございません。

以上、一般会計の補足説明でございました。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（星野一成君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑はありますか。

7番、三枝新一議員。

○7番（三枝新一君） すみません、ちょっと1点だけお聞きします。

補正予算書の15ページのオリンピックの件なんですけど、トライアスロンの受入れという形で取っておるんですけども、これ、期間はいつ頃から、大体分かったら教えてもらえませんか。

○議長（星野一成君） 答弁を求めます。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） お答えいたします。

各国、各競技団体の考え方によってちょっと違うんですけども、おおむね7月の中旬から下旬までの滞在を予定しております、10日間前後というふうに向っております。

以上でございます。

○議長（星野一成君） 7番、三枝新一議員。

○7番（三枝新一君） ありがとうございます。

○議長（星野一成君） 質疑はありますか。

6番、池沢俊雄議員。

○6番（池沢俊雄君） 三枝議員の関連になっちゃうんですけども、スポーツ国際交流事業の委託料なんですけれども、委託の内容は具体的にどういうものなのか、それと、委託先についてどういうところを予定しているのかを、まず1点。

それと、児童措置費の子育て世帯生活支援特別給付金ということで、350万円ほど今回予算化されますけれども、これ何件分を想定しているのかをお願いします。

それと、16ページの林業費、小規模治山緊急整備事業の事業費が1,282万9,000円でございますけれども、この財源内訳は国庫支出金で、国の補助金が400万円、受益者負担金で1件分ということですね。427万6,000円、町のほうで一般財源で455万3,000円という財源区分なんですけれども、この小規模治山事業の測量設計業務482万9,000円、それが、工事請負費が

800万円なんですよね。何かすごく測量設計費のウエートが、これを見ると約60%ぐらい、工事費の60%ぐらいが測量設計という金額になっちゃっているんですけども、これ、すごい高いような、私、気がするんですけども。

それと、これは1件の方が負担を、受益者負担ということで負担をするんですけども、この金額が上がれば上がるほど受益者負担という金額が増えていっちゃうと思うんですけども、ちょっとその辺、測量設計がちょっと私は高い、どのような測量設計になるのかをお聞きしたいと思います。まず1点、それよろしくお願いします。

○議長（星野一成君） 答弁を求めます。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） 初めに、オリンピック関係のほうを私のほうからご答弁申し上げます。

先ほどの三枝議員さんのご質問の際に、ちょっと私の答え方が1点ほど足らなかったのかなと思いますけれども、今回のトライアスロン等ということでございますが、トライアスロンで申し上げますと、フランス、ドイツ、ブラジル、イスラエル、この4か国が手を挙げています。そして、あとサッカーのオーストラリアのチームもこの施設のほうを利用したいという旨の打診がございます。ということで5か国の対象というところで今進めてございます。

それから、皆様方もご存じのとおり、オリンピックとか国際大会がありますと、これまでもリソルには、昔でいいますとアメリカ合衆国陸上団体が来たりとか、各国が町を通さずに、自由にあの施設をお客さんとして使っていたというのがこれまでだったんですけども、現在のこのコロナ禍の中で、IOCとか組織委員会から、行動規制、移動規制、コロナ対策が厳しく命じられておまして、その規則、ルールに従わなければ、日本国内での事前キャンプはできないということになっているというところでございまして、その関係上、コロナに関する、いわゆる今申し上げた移動規制とかの関係につきまして、国からの補助金が出て、その分を充てることができるという内容のものでございまして、ご質問、内容ということでございますが、まず1点は、リソル滞在中の移動費、施設内では一般の人と接触を避けるために、全ての移動をレンタカーやマイクロバスで移動してもらうということが義務づけられております。それらの運転手さんも含めて、車両のレンタルだとかそういうものに当たるかと思っておりますけれども、それらの経費。

それから、それらの各チームに1人ずつ加えるアテンドさん、案内役とか制限をかける人間ですね。もちろん通訳系も含めると思いますが、それらのアテンドに要する費用、

この2点がこの補助対象というところでございます。

したがって、宿泊だとか、食事だとか、それから施設の貸切り等の利用料だとか、そういうものは各国の負担という考え方で、今回のこの予算につきましては、このコロナの関係で発生するものについての計上というところでございます。

委託先でございますけれども、これらの各国にはエージェントということで代理人が既におりまして、この代理人というのは皆さんご存じの旅行会社、JTBとか東武トップツアーさんとか、そういうところになります。そちらのほうに町から一括発注をするという考え方で、今立てつけております。

私のほうの関係に関しましては以上でございます。

○議長（星野一成君） 答弁を求めます。

若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長（若菜聖史君） 子育て世帯生活支援特別給付金の人数についてお答えいたします。対象人数は70人を想定しております。

以上です。

○議長（星野一成君） 答弁を求めます。

小泉産業振興課長。

○産業振興課長（小泉義彦君） お答えします。

こちらのほうにつきましては、県の北部林業との調整も兼ねまして、積算基準に基づいて、最少のものを積算して計上させていただいたものでございます。

○議長（星野一成君） 6番、池沢俊雄議員。

○6番（池沢俊雄君） まず、1点目のスポーツ国際交流事業、内容的には分かりましたけれども、これ、群馬県の太田市ですか。オーストラリアのソフトボールをキャンプ地として受け入れて、すごい規制がかなり厳しいようなことをテレビ等でやっておりますけれども、このリソル生命についても同じような考え方、外部の人と一切接触はさせないということをお考えになっているのか、それをお聞きします。

それと、小規模治山、確かに基準にのっとって設計とか何かをするんだというのは、それは分かりますけれども、ただ工事費が800万円で、測量設計で480万円、約500万円ということですね。そのようなウエートのかかり方というのは、あまり私は例がないと思うんですけども、基準ということではなくて、やはり受益者負担がね、これかかりますんで、なるべくこういうものは少ない金額で抑えてやって、工事費はしようがないと思いますよ。工

事費は、だって裏山の治山やらなければ、その方がまたこれから崩れたりなんかして大変なことになると思いますから、そこはしょうがないとしても、この測量設計についてはもう少し検討する余地があるんじゃないかと私は思いますけれども。

それと、基準と言われると、もうそれでそのままになっちゃいますけれども、町として、やはり担当として、もうちょっと北部林業と話しして、あまりにもこれは高過ぎないかということを言ったらどうですか。

○議長（星野一成君） 答弁を求めます。

白井企画財政課長。

○企画財政課長（白井 浩君） オリンピックの関係のほうをお答えいたします。

今の規制が厳しいということのご意見といたしますか、そういう状況だということだったと思いますけれども、本当に私たちのほうも今やっている中で大変厳しくて、リソルに関しましては、ご存じのとおりコテージという施設がありまして、ホテルの多くの方たちが集まる場所じゃなくて、個々にコテージでの生活、キャンプができるという状況であるにもかかわらず、コテージから出てはならないとか、練習以外はですね。外出してはいけない、外の散歩もしてはいけない、これがプレーブックのほうに書いてあるので、それを守らせるようにというようなことも来ております。

ご心配のご意見といたしますか、そういうご質問だと思いますけれども、プールとかトラックに関しましても、トライアスロンですのでスイムもあれば走ることもあるので、プール、トラックの利用をするんですが、それについても貸切りを行うということで、あと食事につきましても、いわゆるビュッフェのところは使わずに、コテージでの食事出しを行うと。

そういうようなことで、一般人との切り分けをしているというところがございますので、町民等の心配につきましても、大丈夫だというふうに我々は今思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（星野一成君） 答弁を求めます。

小泉産業振興課長。

○産業振興課長（小泉義彦君） 池沢議員のご意見もいただいた中で、予算はこれで取らせていただきながら、北部林業と協議しながら実施にあつては、再度協議して執行していきたいと思っております。

○議長（星野一成君） 6番、池沢俊雄議員。

○6番（池沢俊雄君） 質問じゃありませんので、オリンピック関係についてはかなり厳しい状況がテレビ等でも報道されていますから、これを機に長柄町が爆発的な感染とかなんかがぜひ起きないように、十二分注意していただきたいと思います。

それと、治山事業については、町でも技術者の方が恐らくいると思うんで、ちょっとその人たちともう少しお話しして、本来、委託料がこれだけのウエートを占めるというのはあまりありませんので、もう一度検討していただければというふうに私は思います。

以上です。

○議長（星野一成君） 5番、鶴岡喜豊議員。

○5番（鶴岡喜豊君） 治山事業についてなんですけれども、答弁と池沢議員の話を聞いていてちょっと疑問に思ったんですけれども、これ北部林業に委託ということで、北部林業は県の出先ですよ。工事費も7%とか8%と、設計委託費というのは決まっているんじゃないんですか。調整してもう少し安いとか、どうのこうのじゃなくて、それは違うんですか。工事費の何%とかと決まっていらないですか。

○議長（星野一成君） 答弁を求めます。

小泉産業振興課長。

○産業振興課長（小泉義彦君） こちらの事業につきましては町が事業主体となっております。県から、北部林業から補助金を頂いておる中で、北部林業といろいろ設計等の相談をさせていただきながら事業を進めていくという形でありますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（星野一成君） 5番、鶴岡喜豊議員。

○5番（鶴岡喜豊君） ちょっと分からないんですけれども、設計は、じゃ誰がやるんですか。北部林業に委託するんじゃないんですか。町で設計するんですか。

○議長（星野一成君） 小泉産業振興課長。

○産業振興課長（小泉義彦君） こちらのほうにつきましては、町が設計のほうは委託業者に出すという形になっております。

○議長（星野一成君） 5番、鶴岡喜豊議員。

○5番（鶴岡喜豊君） 北部林業に設計委託するんじゃないんですね。民間の業者に委託するんですね。

それで、補助金は北部林業から来るから、北部林業と設計の内容について打合せをするということですか。

○議長（星野一成君） 答弁を求めます。

小泉産業振興課長。

○産業振興課長（小泉義彦君） こちらにつきましては、北部林業が主導で事業のほうをしていくという形になります。

○議長（星野一成君） 鶴岡議員、質問……。

[発言する者あり]

○議長（星野一成君） ほかに質疑はありませんか。

3番、柴田孝議員。

○3番（柴田 孝君） 柴田です。よろしくお願ひします。

17ページなんですけれども、道路新設改良費の関係で、S I Cの周辺整備ということで、国費で追加が来たということであるんでしょうけれども、繰越明許のほうでも3,100万円ですか。新たに630万円という形でよろしいんでしょうか。

○議長（星野一成君） 答弁を求めます。

内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） お答えいたします。

現在、1457号線につきましては、地元の業者が施工しておりますが、あの分が繰越事業でございまして、今年当初から6,000万円ぐらいの金額が来ておりますので、それに追加されて、今年度最終ということで県のほうに要望して、この辺は満額配当ということになりました。その分、3033のほうへへこんだような形になっております。

以上でございます。

○議長（星野一成君） 3番、柴田孝議員。

○3番（柴田 孝君） 繰越しをしている中で、実際的に今年度の事業費と合わせて、今年度の予算がまた繰越しになるような、スケジュール的にはどうでしょうか。工程的に。

○議長（星野一成君） 答弁を求めます。

内藤建設環境課長。

○建設環境課長（内藤文雄君） そのようなことがないように、早期発注に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（星野一成君） 3番、柴田孝議員。

○3番（柴田 孝君） ありがとうございます。

ここのスマートインター周辺は、ラウンドアバウトとか、ちょっと新しい工法とか入れている中で、近隣の方とか、興味を持っていただいているということで、また調整させていただきたいと思っていますけれども、説明というか視察に行きたいというお話も伺っていますので、その辺含めて、なるべく早く完了させて、頑張ってもらいたいなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（星野一成君） ほかに質疑はありませんか。

5番、鶴岡喜豊議員。

○5番（鶴岡喜豊君） すみません、子育て支援の関係なんですけれども、5万円給付の70世帯とお聞きしたんですけれども、ラインが低所得者ということを知ったんですけれども、低所得者というものの、どの辺のライン、レベルというかラインですか。その辺分かるでしょうか。住民税が非課税とか。

○議長（星野一成君） 答弁を求めます。

若菜健康福祉課長。

○健康福祉課長（若菜聖史君） お答えいたします。

今議員のご質問にありましたとおりでございます。住民税の非課税世帯が、まず対象となります。ただし、本年1月1日以降に、急にその収入が減って、やはり同様に非課税相当となった場合には、その方も対象になるというふうにされております。

以上です。

〔「分かりました」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（星野一成君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

議案第5号 令和3年度長柄町一般会計補正予算（第1号）を、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願ひます。

〔賛成者挙手〕

○議長（星野一成君） 挙手全員。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号 令和3年度長柄町介護保険特別会計補正予算（第1号）を、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（星野一成君） 挙手全員。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。再開は11時15分といたします。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時16分

○議長（星野一成君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（星野一成君） 日程第10、同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清田勝利町長。

○町長（清田勝利君） 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員につきましては、地方税法第423条の規定により、3名の委員にて任期3年で選任しております。

このうち、現職の委員であります若菜秀則氏が、本年9月13日で任期満了となることから、佐川和弘氏を委員に選任したく、ご提案申し上げます。

佐川氏は、前教育長としてご活躍され、町内、地域の状況に広く精通されており、また、人格、識見共に優れた方であり、固定資産評価審査委員会委員として適任者と存じますので、

議会の同意をお願いするものであります。

よろしく申し上げます。

○議長（星野一成君） 本案につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 異議なしと認めます。

この採決は挙手によって行います。

同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（星野一成君） 挙手全員。

よって、同意第1号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎同意第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（星野一成君） 日程第11、同意第2号 長柄町農業委員会委員の任命に係る認定農業者過半数要件の例外適用の同意についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清田勝利町長。

○町長（清田勝利君） 同意第2号 長柄町農業委員会委員の任命に係る認定農業者過半数要件の例外適用の同意について、提案理由をご説明申し上げます。

長柄町農業委員会委員の任命に当たって、農業委員会等に関する法律第8条第5項に定める認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しないことについて、農業委員会等に関する法律施行規則第2条第2項の規定に基づき、委員の少なくとも4分の1を認定農業者等とする規定を適用するため、議会の同意が必要となるものであります。

よろしくご審議のほど、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星野一成君） 説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決いたします。

同意第2号 長柄町農業委員会委員の任命に係る認定農業者過半数要件の例外適用の同意についてを、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（星野一成君） 挙手全員。

よって、同意第2号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎同意第3号～同意第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（星野一成君） 日程第12、同意第3号 長柄町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてから同意第9号 長柄町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてまでを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

清田勝利町長。

○町長（清田勝利君） 同意第3号から同意第9号 長柄町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

現在の農業委員会委員の任期が令和3年7月21日をもって任期満了となるため、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意をお願いいたします方は7名でございます。

最初の方は、同意第3号、住所、長柄町榎本508番地、氏名、近藤清美氏、生年月日、昭和24年12月24日、認定農業者であります。近藤氏は、平成24年から平成27年まで、及び現在も農業委員を務めており、その職務と農業の見識に精通しており、農業委員として適任と存じます。

次に、同意第4号、住所、長柄町金谷31番地、氏名、平野玉江氏、生年月日、昭和25年6月5日。平野氏は現在、農業委員を務めております。菊やイチジクを生産しており、地域農

業の活性化に積極的に取り組んでおり、農業委員として適任者と存じます。

次に、同意第5号、住所、長柄町徳増439番地の1、氏名、森茂氏、生年月日、昭和25年12月19日。森氏は、現在、農業委員を務めております。露地野菜の生産に尽力され、見識に優れた方であり、農業委員として適任者と存じます。

次に、同意第6号、住所、長柄町徳増638番地の1、氏名、石井健嗣氏、生年月日、昭和30年5月5日。石井氏は、現在、農業委員を務めております。また、町商工会の会長であり、人望が厚く、公正な判断ができる方であり、中立的な立場の農業委員として適任者と存じます。

次に、同意第7号、住所、長柄町大庭309番地、氏名、星野芳彦氏、生年月日、昭和29年12月22日。星野氏は、現在、農地利用最適化推進委員を務めております。水稻を中心に精力的に取り組まれ、農業の見識や地域の状況に精通しており、農業委員として適任者と存じます。

次に、同意第8号、住所、長柄町船木112番地の2、氏名、伊藤孝氏、生年月日、昭和33年2月10日、認定農業者です。伊藤氏は、現在、農地利用最適化推進委員を務めており、地域農業の担い手として、水稻を中心に規模を拡大、経営改善に取り組まれており、見識に優れた方であり、農業委員として適任者と存じます。

次に、同意第9号、住所、長柄町山之郷601番地の14、氏名、三枝明美氏、生年月日、昭和35年9月16日。三枝氏は、小学校の教職員を退職後、露地野菜生産を意欲的に取り組んでおり、地域農業の担い手として期待される方であり、農業委員として適任者であると存じます。

以上の7名であります。

任期は、令和3年7月22日から令和6年7月21日までの3年間です。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議のほど、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星野一成君） 本案につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 異議なしと認めます。

この採決は挙手によって行います。

同意第3号 長柄町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを、原案のと

おり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（星野一成君） 挙手全員。

よって、同意第3号は原案のとおり同意することに決定しました。

続きまして、同意第4号 長柄町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（星野一成君） 挙手全員。

よって、同意第4号は原案のとおり同意することに決定しました。

続きまして、同意第5号 長柄町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（星野一成君） 挙手全員。

よって、同意第5号は原案のとおり同意することに決定しました。

続きまして、同意第6号 長柄町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（星野一成君） 挙手全員。

よって、同意第6号は原案のとおり同意することに決定しました。

続きまして、同意第7号 長柄町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（星野一成君） 挙手全員。

よって、同意第7号は原案のとおり同意することに決定しました。

続きまして、同意第8号 長柄町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（星野一成君） 挙手全員。

よって、同意第8号は原案のとおり同意することに決定しました。

続きまして、同意第9号 長柄町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

を、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（星野一成君） 挙手全員。

よって、同意第9号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎請願第1号、請願第2号の上程、説明、採決

○議長（星野一成君） 日程第13、請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願及び請願第2号 「国における2022年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願、いずれも教育に関する請願でありますので、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

本案につきましては、紹介議員であります三枝新一議員に趣旨説明を求めます。

7番、三枝新一議員。

○7番（三枝新一君） 三枝でございます。よろしく申し上げます。

私のほうからは、請願第1号及び請願第2号の説明をさせていただきます。

請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願書を令和3年5月11日に受理しています。

請願者は、千葉市中央区中央4-13-10、千葉県教育会館、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会会長、秋田秀博様です。

紹介議員、私、三枝新一でございます。

要旨としまして、2022年度予算編成に当たり、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」を貴議会において採択していただきたく、政府機関及び関係行政官庁宛てに意見書をご提出していただきたくお願い申し上げます。

請願理由については、要約して申し上げます。

教育の全国水準や機会均等を確保する義務教育の基盤づくりは、国の責務であり、そのために設けられたのが、義務教育費国庫負担制度でございます。国民にひとしく義務教育を保障するという観点からいえば、財政的に最低保障として下支えしている義務教育費国庫負担制度は必要不可欠です。この制度が廃止されたり、国の負担割合がさらに下げられたりした場合、義務教育の水準にさらに格差が生まれることは必至でございます。

また、学校の基幹職員である学校事務職員、学校栄養職員を含め、教職員の給与を義務教育費国庫負担制度から適用除外することは、義務教育費国庫負担法第1条に明記されている教育の機会均等とその水準の維持向上という目的に反するばかりでなく、財政負担を地方自治体に課し、厳しい地方財政をさらに圧迫するものであります。

私たちは、義務教育費国庫負担制度の堅持を強く要望いたします。

令和3年6月10日提出。

長柄町議会議長、星野一成様。

続きまして、請願第2号 「国における2022年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願でございます。

受理年月日は、令和3年5月11日です。

請願者は、請願第1号に同じでございます。

紹介議員は、私、三枝であります。

要旨として、2022年度予算編成に当たり、憲法・子どもの権利条約の精神を生かし、子供たちによりよい教育を保障するために、「国における2022年度教育予算拡充に関する意見書」を貴議会において採択していただきたく、政府及び関係行政官庁宛てに意見書をご提出していただきたくお願い申し上げます。

請願理由について、要約して申し上げます。

教育は、日本の未来を担う子供たちを心豊かに育てる使命を負っております。しかしながら、社会の変化とともに、子供たち一人一人を取り巻く環境も変化し、教育諸課題や子供の安全確保等の課題が山積しており、子供たちの健全育成を目指し、豊かな教育を実現させるためには、子供たちの教育環境の整備を一層進める必要があります。

そこで、2022年度に向けて、請願書のとおり8項目について予算の充実を要望いたします。

令和3年6月10日提出。

長柄町議会議長、星野一成様。

請願第1号、第2号共に、政府及び関係行政官庁宛てに意見書を提出していただきたく、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（星野一成君） この請願第1号及び第2号は、会議規則第92条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号及び第2号は、委員会付託を省略することに決定しました。

本案につきましては、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 異議なしと認めます。

これより採決いたします。

この採決は挙手によって行います。

請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採決に関する請願について、採決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（星野一成君） 挙手全員。

したがって、請願第1号は採決することに決定しました。

請願第2号 「国における2022年度教育予算拡充に関する意見書」採決に関する請願について、採決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（星野一成君） 挙手全員。

したがって、請願第2号は採決することに決定しました。

◎日程の追加

○議長（星野一成君） お諮りいたします。

ただいま三枝新一議員から発議案2件が提出されました。

これを日程に追加したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 異議なしと認めます。

したがって、発議案2件を日程に追加することに決定いたしました。

ここで暫時休憩といたします。再開は11時45分といたします。

休憩 午前 11 時 37 分

再開 午前 11 時 46 分

○議長（星野一成君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、追加日程した議案等については、お手元に配付したとおりであります。

◎発議案第 1 号、発議案第 2 号の上程、採決

○議長（星野一成君） 追加日程第 1、発議案第 1 号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書、発議案第 2 号 国における 2022 年度教育予算拡充に関する意見書、いずれも教育関係に関する発議案でありますので、会議規則第 37 条の規定により一括議題といたします。お諮りいたします。

本発議案 2 件は、採択された請願に伴う意見書でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 異議なしと認めます。

それでは、採決いたします。

発議案第 1 号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について、原案のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（星野一成君） 挙手全員。

したがって、発議案第 1 号は原案のとおり採択することに決定しました。

発議案第 2 号 国における 2022 年度教育予算拡充に関する意見書について、原案のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（星野一成君） 挙手全員。

したがって、発議案第 2 号は原案のとおり採択することに決定いたしました。

本意見書につきましては、議長をしてしかるべき措置を取りますので、ご了承願います。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（星野一成君） 以上で本定例会の会議に付議された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定により閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

お諮りいたします。

本会議の議決の結果並びに会議録の整理については、議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星野一成君） 異議なしと認めます。

したがって、本会議の議決の結果並びに会議録の整理については、議長に一任させていただきます。

会議を閉じます。

これをもちまして、令和3年長柄町議会第2回定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

閉会 午前11時49分